

議案第 1 号

令和 7 年 3 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費 3 月補正予算、令和 7 年度刈谷市教育費当初予算、条例の一部改正、工事請負契約の額を変更する専決処分）に関する意見の聴取について

令和 7 年 3 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費 3 月補正予算、令和 7 年度刈谷市教育費当初予算、条例の一部改正、工事請負契約の額を変更する専決処分）に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 1 0 号の規定により必要があるからである。

令和6年度刈谷市教育費3月補正予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

科目	補正額	事業等	内容
10款 教育費			
5項 社会教育費	△ 6,500		
12目 総合文化センター費	△ 6,500	施設改修事業	△ 6,500
		・業務委託料	△ 6,500
10款教育費 補正額合計	△ 6,500	補正後 10款教育費	9,531,980

補正後 一般会計予算額	74,595,692
予算額構成比	12.8 %

令和7年度刈谷市教育費当初予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

款・項・目	令和7年度予算額	令和6年度予算額	比較
10款 教育費 (A)	11,127,477	9,575,898	1,551,579
1項 教育総務費	1,105,876	938,952	166,924
1目 教育委員会費	3,078	2,968	110
2目 事務局費	274,778	245,812	28,966
3目 教育指導費	784,969	652,847	132,122
4目 子ども相談センター費	43,051	37,325	5,726
2項 小学校費	1,748,603	1,637,149	111,454
1目 学校管理費	1,636,642	1,430,115	206,527
2目 教育振興費	111,961	207,034	△ 95,073
3項 中学校費	1,500,690	743,456	757,234
1目 学校管理費	1,408,570	651,041	757,529
2目 教育振興費	92,120	92,415	△ 295
4項 特別支援学校費	162,746	86,880	75,866
1目 学校管理費	155,592	84,336	71,256
2目 教育振興費	7,154	2,544	4,610
5項 社会教育費	3,169,960	3,246,236	△ 76,276
1目 社会教育総務費	358,613	313,133	45,480
2目 文化財保護費	38,205	36,720	1,485
3目 社会教育センター費	77,880	72,959	4,921
4目 図書館費	503,882	386,444	117,438
5目 青少年活動費	111,331	82,298	29,033
6目 郷土資料館費	39,093	39,055	38
7目 美術館費	275,063	190,571	84,492
8目 市民センター費	301,756	823,383	△ 521,627
9目 十朋亭費	6,281	5,551	730
10目 市民休暇村費	113,423	108,913	4,510
11目 生涯学習センター費	274,307	286,396	△ 12,089
12目 総合文化センター費	836,881	663,168	173,713
13目 歴史博物館費	233,245	237,645	△ 4,400
6項 保健体育費	3,439,602	2,923,225	516,377
1目 保健体育総務費	102,261	102,129	132
2目 体育振興費	94,510	71,665	22,845
3目 体育施設管理費	1,422,709	1,053,548	369,161
4目 給食センター費	1,820,122	1,695,883	124,239
一般会計予算額計(B)	75,120,000	68,900,000	6,220,000
予算額構成比(A/B)	14.8%	13.9%	

令和7年度刈谷市教育費当初予算主要事業

「教育文化」～生涯にわたって学び地域への愛着を育むまちづくり～

款・項	事業名	予算額(千円)	主要事業概要
10款 教育費			
1項 教育総務費	刈谷市立学校周年記念事業	600	①
	学校教材費等臨時給付金支給事業(新規)	91,488	⑤
	子ども相談センター改修事業(新規)	4,400	⑥
2項 小学校費	体育館トイレ等改修事業	190,240	②
3項 中学校費	雁が音中学校大規模改造事業	680,100	③
	体育館トイレ等改修事業	124,900	②
5項 社会教育費	城町図書館跡地施設整備事業	40,000	⑧
	放課後子ども教室音楽活動推進事業(新規)	4,682	⑦
	文化振興事業	40,000	⑨
	刈谷からの文化発信創作事業	4,500	⑩
6項 保健体育費	アジア・アジアパラ競技大会開催事業	6,898	⑪
	刈谷サッカーフェスティバル開催事業(新規)	3,500	⑫
	アスリート等支援事業(拡充)	369	⑬
	ウイングアリーナ刈谷等施設改修事業	563,442	⑭
	給食調理事業(拡充)	145,885	④

① 刈谷市立学校周年記念事業

担当 教育総務課

(直通 62-1034、内線 2551)

事業費

600千円(10款1項3目)

事業の概要

小中学校の伝統や将来の躍進を祝うため、刈谷市立学校の創立を記念し、周年事業を実施する学校に対し補助を行う。

- (1) 対象校 東刈谷小学校(創立50周年)
 (2) 対象経費 記念誌の作成に要する経費



② 小中学校体育館トイレ等改修事業

担当 教育総務課

(直通 62-1034、内線 2551)

事業費

- (1) 体育館トイレ等改修事業(小学校) 190,240千円(10款2項1目)
 特定財源 国庫支出金 22,911千円 県支出金 46千円
 繰入金 43,000千円
 市債 103,800千円
- (2) 体育館トイレ等改修事業(中学校) 124,900千円(10款3項1目)
 特定財源 国庫支出金 24,184千円
 繰入金 16,000千円
 市債 84,400千円

事業の概要

教育環境の向上及び避難所機能の強化を図るため、避難所となっている体育館等のトイレの洋式化、床の乾式化等の改修を行う。

- (1) 小学校6校 小高原、住吉、小垣江、小垣江東、東刈谷、朝日
 (2) 中学校3校 刈谷南、依佐美、朝日

③ 雁が音中学校大規模改造事業

担当 教育総務課

(直通 62-1034、内線 2551)

事業費

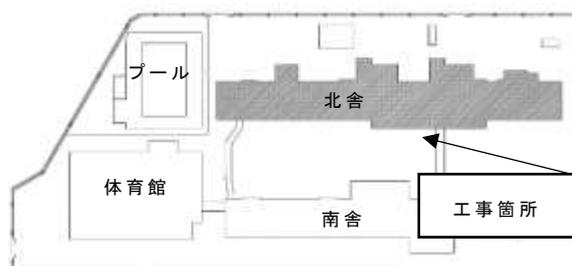
680,100千円(10款3項1目)

特定財源	国庫支出金	23,355千円
	繰入金	156,000千円
	市債	500,500千円

事業の概要

施設の保全及び良好な教育環境の維持を図るため、校舎の機能を回復させるとともに、教育環境の変化に適合させるための大規模な改修を行う。

(1) 北舎の内外装及び設備の改修工事



④ 給食調理事業(拡充)

担当 教育総務課(学校給食センター)

(直通 22-9800)

事業費

拡充分 145,885千円(10款6項4目)

総事業費 1,357,020千円

特定財源	国庫支出金	89,833千円
	県支出金	6,843千円
	諸収入	783,024千円

事業の概要

保護者の経済的負担軽減を図るため、物価高騰による食材費上昇分を公費負担することにより、給食の質を維持しながら、給食費の値上げを抑制する。

(1) 保護者負担額

幼稚園	1食当たり220円	小学校	1食当たり250円
中学校	1食当たり280円		

(2) 公費負担額 幼稚園、小学校及び中学校1食当たり46円



⑤ 学校教材費等臨時給付金支給事業（新規）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

事業費

91,488千円（10款1項3目）

特定財源 国庫支出金 91,488千円



事業の概要

物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減のため、教材費等に対して支援を行う。

(1) 対象

市内の市立小中学校の児童生徒、市内在住で刈谷特別支援学校及び市外特別支援学校に通学する小学部、中学部の児童生徒

(2) 児童生徒一人当たりの支給額（年額）

小学1年生 6,000円 小学2～6年生 4,000円

中学1年生 15,000円 中学2～3年生 10,000円

(3) 支給時期 令和7年6月（予定）

⑥ 子ども相談センター改修事業（新規）

担当 学校教育課（子ども相談センター）

（直通 62-6313）

事業費

4,400千円（10款1項4目）

事業の概要

相談者の利便性の向上及び相談体制の強化を図るため、「子ども相談センター」と「子ども・若者総合相談窓口」の受付窓口を統合するとともに、相談室を増設するなどの施設改修を行う。

(1) 実施設計



⑦ 放課後子ども教室音楽活動推進事業（新規）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

事業費

4,682千円（10款5項5目）

特定財源 県支出金 2,996千円

諸収入 1,334千円



事業の概要

小学校部活動が令和8年度をもって活動中止となり、令和7年度より順次縮小されることを受け、子どもたちが楽器の演奏などの音楽体験活動を通して、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、各小学校で開設する放課後子ども教室において、地域と連携し音楽教室を実施する。

- (1) 実施日 月曜日及び木曜日
- (2) 時間 授業終了後から午後4時30分まで
- (3) 活動場所 音楽室

⑧ 城町図書館跡地施設整備事業

担当 生涯学習課

（直通 62-1036、内線 2574）

事業費

40,000千円（10款5項1目）

事業の概要

市民の交流と子どもの居場所づくりのため、歴史が感じられ、様々な世代が集うことができる施設を整備する。

- (1) 実施設計



⑨ 文化振興事業

担当 生涯学習課

(直通 62-1036、内線 2571)

事業費

40,000千円(10款5項12目)

事業の概要

総合文化センターにおいて各種文化振興事業を開催し、優れた文化芸術作品の鑑賞及び市民参加の機会を提供する。

(1) 主な事業

ア 大ホール事業

市制施行75周年記念 東京フィルハーモニー交響楽団コンサート(9月28日(日)開催)

イ 小ホール事業

ワンコインコンサート(年4回開催)

ウ その他事業

アトリウム事業(通年開催)



アイリス少年少女合唱団
ウィンターコンサート2024
(令和6年度小ホール事業)

⑩ 刈谷からの文化発信創作事業

担当 生涯学習課

(直通 62-1036、内線 2571)

事業費

4,500千円(10款5項12目)

特定財源 諸収入 2,000千円

事業の概要

刈谷市への愛着や誇りの醸成を図るため、市制施行75周年を機に、地域の歴史や文化を題材とした市民劇の公演を行う。

(1) 場所 総合文化センター大ホール

(2) 開催日 8月31日(日)

(3) 出演者 公募による



市制施行70周年記念音楽劇
万葉ろまん「青海郡 依佐美野ものがたり」
(令和2年度小ホール事業)

⑪ アジア・アジアパラ競技大会開催事業

担当 スポーツ課

(直通 63-6040、内線 2905)

事業費

6, 898 千円 (10 款 6 項 2 目)

特定財源 県支出金 115 千円

事業の概要

2026年に愛知県で開催されるアジア・アジアパラ競技大会に合わせ、大会機運を醸成するとともに、本市のスポーツ振興を図るため、様々な分野の団体と連携し、PR活動などの各種取組を行う。

- (1) 車いすラグビーテスト大会の実施
- (2) アジア・アジアパラ競技大会刈谷市実行委員会の運営



アジア競技大会公式マスコット
ホノホン

⑫ 刈谷サッカーフェスティバル開催事業（新規）

担当 スポーツ課

(直通 63-6040、内線 2905)

事業費

3, 500 千円 (10 款 6 項 2 目)

事業の概要

市制施行75周年を記念し、サッカーのまち刈谷をPRするとともに、子どもたちの夢や希望を育み、サッカーの技術力向上と一層の振興を図るため、元日本代表選手及び現役Jリーガーによるサッカー教室や交流試合を開催する。

- (1) 開催日 令和8年2月1日(日)
- (2) 開催場所 ウェーブスタジアム刈谷他



⑬ アスリート等支援事業（拡充）

担当 スポーツ課

（直通 63-6040、内線 2905）

事業費

拡充分 369千円（10款6項2目）

総事業費 4,269千円

事業の概要

市民のスポーツへの関心を高めるため、世界や全国レベルで活躍する刈谷市にゆかりのある選手及びチームを発掘し、PR及び支援を行う制度を創設する。

- (1) ホームページ等におけるPR
- (2) ウィングアリーナ刈谷等の利用支援



⑭ ウィングアリーナ刈谷等施設改修事業

担当 スポーツ課

（直通 63-6040、内線 2905）

事業費

563,442千円（10款6項3目）

特定財源 県支出金 183,312千円

繰入金 53,000千円

諸収入 100,000千円

市債 155,600千円

事業の概要

2026年に愛知県で開催されるアジア・アジアパラ競技大会の会場開催等に向けて、ウィングアリーナ刈谷及びウェーブスタジアム刈谷の施設機能を拡充する。

- (1) ウェーブスタジアム刈谷ナイター灯LED化改修工事
- (2) ウィングアリーナ刈谷及びウェーブスタジアム刈谷Wi-Fi整備工事



議案第 号

刈谷市生涯学習センター条例の一部改正について

刈谷市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

刈谷市生涯学習センター条例（平成 1 3 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 南部生涯学習センター使用料（第 7 条関係）

時間区分			午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
多目的 ホール	全面	平日	3,650 円	4,850 円	3,650 円	11,100 円
		日曜日、土曜日及び祝日	4,350	5,850	4,350	13,300
	片面	平日	1,850	2,500	1,850	5,750
		日曜日、土曜日及び祝日	2,250	3,000	2,250	6,850
研修室 1	全面	3,250	4,350	3,250	9,950	
	片面	1,700	2,300	1,700	5,250	
研修室 2			1,700	2,300	1,700	5,250
研修室 3			850	1,100	850	2,600
研修室 4			850	1,100	850	2,600
研修室 5			1,700	2,300	1,700	5,250
陶芸室			2,150	2,900	2,150	6,650
創作活動室			2,400	3,200	2,400	7,300
視聴覚研修室			2,600	3,450	2,600	7,950

別表第 1 備考第 2 号中「当該使用料」を「この表に定める使用料（以下この表において「基本使用料」という。）」に改め、同表備考第 3 号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「により算定した額」を「の規定により算定した額に当該額」に改める。

別表第 2 多目的ホール空調設備の項中「2, 200 円」を「2, 600 円」に改め、同表陶芸窯の項中「3, 000」を「3, 300」に改める。

別表第 3（その 1）中「11, 800 円」を「13, 100 円」に、「13, 90

0円」を「15,300円」に、「36,300円」を「39,900円」に、「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に、「14,300」を「15,700」に、「16,700」を「18,400」に、「43,500」を「47,800」に改め、同表備考第2号中「1,000円以上」を「1,000円超」に、「当該使用料の2倍」を「この表に定める使用料(以下この表において「基本使用料」という。)の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は基本使用料の1.2倍」に改め、同表備考第3号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第4号中「当該利用区分の使用料の2分の1」を「基本使用料の5割」に改め、同表備考第5号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「の5割」を「に当該額の5割」に改める。

別表第3(その2)中備考以外の部分を次のように改める。

(その2)

利用区分		時間区分		3時間	全日
		平日	日曜日、土曜日及び祝日		
多目的ホール	平日			6,800円	24,800円
	日曜日、土曜日及び祝日			8,150	29,800
体育室	全面	平日		2,250	8,300
		日曜日、土曜日及び祝日		2,700	9,950
	3分の2面	平日		1,500	5,550
		日曜日、土曜日及び祝日		1,800	6,650
	3分の1面	平日		770	2,800
		日曜日、土曜日及び祝日		920	3,350
201研修室				930	3,400
202研修室				1,800	6,650
203研修室				1,500	5,550
301研修室				1,800	6,650
302研修室				1,500	5,550
303研修室				930	3,400
陶芸室				1,200	4,450
創作活動室				1,400	5,100
調理実習室				1,850	6,850
和室1				1,100	4,050
和室2				670	2,450

別表第3(その2)備考第3号を次のように改める。

(3) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、この表に定める使用料（以下この表において「基本使用料」という。）の1.2倍の額とする。

別表第3（その2）備考第4号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第5号を削り、同表備考第6号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「前3号」を「前2号」に、「の5割」を「に当該額の5割」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考第7号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同表備考第6号とする。

別表第4 体育室の部空調設備の項中「2, 200」を「2, 600」に改め、同表陶芸室の部陶芸窯の項中「3, 000」を「3, 300」に改め、同表備考中「、午前」を「午前」に、「多目的ホールは、」を「多目的ホールは」に改める。

別表第5中

音楽スタジオ	1,650	1,650	1,650	2,200
--------	-------	-------	-------	-------

を

音楽スタジオ	録音室を使用する場合	1,650	1,650	1,650	
	録音室を使用しない場合	1,300	1,300	1,300	

」

2,200	6,600
1,750	5,300

に改め、同表備考第1号中「当該使用料」を「この表に定め

る使用料（以下この表において「基本使用料」という。）に改め、同表備考第2号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第3号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「の5割」を「に当該額の5割」に改める。

別表第6 陶芸窯の項中「3, 000円」を「3, 300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出したのは、使用料の改定等に伴い必要があるからである。

新旧対照表

議案第1号関係資料

○刈谷市生涯学習センター条例

新						旧														
別表第1 南部生涯学習センター使用料 (第7条関係)						別表第1 南部生涯学習センター使用料 (第7条関係)														
利用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日	利用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日					
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで			午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで									
多目的 ホール	全面	平日	3,650円	4,850円	3,650円	11,100円	A・B	平日	3,300円	4,400円	3,300円	10,100円	研修室1	A・B		2,950	3,950	2,950	9,050	
		日曜日、 土曜日及 び祝日	4,350	5,850	4,350	13,300		土曜日、 日曜日及 び祝日	3,950	5,250	3,950	12,100		A	平日	1,700	2,300	1,700	5,250	
	半面	平日	1,850	2,500	1,850	5,750	A	土曜日、 日曜日及 び祝日	2,000	2,750	2,000	6,250		B	平日	1,700	2,300	1,700	5,250	
		日曜日、 土曜日及 び祝日	2,250	3,000	2,250	6,850		土曜日、 日曜日及 び祝日	2,000	2,750	2,000	6,250			土曜日、 日曜日及 び祝日	2,000	2,750	2,000	6,250	
研修室1		全面	3,250	4,350	3,250	9,950	研修室1		A・B		2,950	3,950	2,950	9,050	A		1,550	2,050	1,550	4,800
		半面	1,700	2,300	1,700	5,250			B		1,550	2,050	1,550	4,800	研修室2		1,550	2,050	1,550	4,800
研修室2			1,700	2,300	1,700	5,250	研修室2			1,550	2,050	1,550	4,800	研修室3		790	1,050	790	2,400	
研修室3			850	1,100	850	2,600	研修室3			790	1,050	790	2,400	研修室4		790	1,050	790	2,400	
研修室4			850	1,100	850	2,600	研修室4			1,550	2,050	1,550	4,800	研修室5		1,550	2,050	1,550	4,800	
研修室5			1,700	2,300	1,700	5,250	研修室5			1,950	2,600	1,950	6,050	陶芸室		1,950	2,600	1,950	6,050	
陶芸室			2,150	2,900	2,150	6,650	陶芸室			2,100	2,900	2,100	6,650	創作活動室		2,100	2,900	2,100	6,650	
創作活動室			2,400	3,200	2,400	7,300	創作活動室			2,100	2,900	2,100	6,650							
視聴覚研修室			2,600	3,450	2,600	7,950														

新

旧

備考

- (1) 略
- (2) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、この表に定める使用料（以下この表において「基本使用料」という。）の12倍の額とする。
- (3) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が利用する場合は、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前号の規定を適用した場合は、同号の規定により算定した額に当該額の5割に相当する額を加えた額とする。

(4) 略

別表第2 南部生涯学習センター附帯設備使用料（第7条関係）

物品名	単位	使用料
多目的ホール空調設備	1時間	<u>2,600円</u>
陶芸窯	1回	<u>3,300</u>

別表第3 北部生涯学習センター使用料（第7条関係）

(その1)

時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
利用区分	メインホール 平日	<u>13,100円</u>	<u>15,300円</u>	<u>15,300円</u>	<u>39,900円</u>
	日曜日、土曜日及び祝日	<u>15,700</u>	<u>18,400</u>	<u>18,400</u>	<u>47,800</u>

備考

- (1) 略
- (2) 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高

視聴覚研修室	<u>2,350</u>	<u>3,150</u>	<u>2,350</u>	<u>7,250</u>
--------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考

- (1) 略
- (2) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。

- (3) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前号の規定を適用した場合は、同号により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。

(4) 略

別表第2 南部生涯学習センター附帯設備使用料（第7条関係）

物品名	単位	使用料
多目的ホール空調設備	1時間	<u>2,200円</u>
陶芸窯	1回	<u>3,000</u>

別表第3 北部生涯学習センター使用料（第7条関係）

(その1)

時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
利用区分	メインホール 平日	<u>11,800円</u>	<u>13,900円</u>	<u>13,900円</u>	<u>36,300円</u>
	土曜日、日曜日及び祝日	<u>14,300</u>	<u>16,700</u>	<u>16,700</u>	<u>43,500</u>

備考

- (1) 略
- (2) 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を1人につき1,000円以上（入場料等に区分がある場合は、その区分の最

新

金額が1,000円超)を徴する場合はこの表に定める使用料(以下この表において「基本使用料」という。)の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は基本使用料の12倍の額とする。

- (3) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後4時30分まで又は午後1時から午後9時まで引き続き利用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。
- (4) 準備又は原状回復のため利用する場合は、基本使用料の5割に相当する額とする。
- (5) 市民(衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額に当該額の5割に相当する額を加えた額とする。

(6) 略

(その2)

利用区分		時間区分		
		3時間	全日	
多目的ホール	平日	6,800円	24,800円	
	日曜日、土曜日及び祝日	8,150	29,800	
	全面	平日	2,250	8,300
体育室	3分の2面	日曜日、土曜日及び祝日	2,700	9,950
		平日	1,500	5,550
		日曜日、土曜日及び祝日	1,800	6,650

旧

高金額が1,000円以上)を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とする。

- (3) 時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。ただし、午前9時から午後4時30分まで又は午後1時から午後9時まで引き続き利用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。
- (4) 準備又は原状回復のため利用する場合は、当該利用区分の使用料の2分の1に相当する額とする。
- (5) 市民(衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額に5割に相当する額を加えた額とする。

(6) 略

(その2)

利用区分		時間区分		
		3時間	全日	
多目的ホール	平日	6,200円	22,600円	
	土曜日、日曜日及び祝日	7,400	27,100	
	体育室	平日	2,050	7,550
		土曜日、日曜日及び祝日	2,450	9,050
		201研修室	850	3,100
		202研修室	1,650	6,050
203研修室	1,350	5,050		
301研修室	1,650	6,050		

新				旧			
	3分の1 面	祝日					
		平日	770	2,800			
		日曜日、土 曜日及び 祝日	920	3,350			
201研修室			930	3,400	302研修室	1,350	5,050
202研修室			1,800	6,650	303研修室	850	3,100
203研修室			1,500	5,550	陶芸室	1,100	4,050
301研修室			1,800	6,650	創作活動室	1,250	4,650
302研修室			1,500	5,550	調理実習室	1,700	6,250
303研修室			930	3,400	和室1	1,000	3,700
陶芸室			1,200	4,450	和室2	610	2,250
創作活動室			1,400	5,100			
調理実習室			1,850	6,850			
和室1			1,100	4,050			
和室2			670	2,450			
備考				備考			
(1)～(2) 略				(1)～(2) 略			
(3) <u>物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、この表に定める使用料（以下この表において「基本使用料」という。）の12倍の額とする。</u>				(3) <u>入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を1人につき1,000円以上（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以上）を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。</u>			
(4) <u>時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額とする。</u>				(4) <u>時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。</u>			
(5) <u>市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住</u>				(5) <u>体育室は、床面積の3分の1を単位として利用できるものとし、この場合は、体育室の使用料の額に、利用する床面積の割合を乗じた額に相当する額とする。</u>			
				(6) <u>市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住</u>			

新

自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前2号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額に当該額の5割に相当する額を加えた額とする。

(6) 前2号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第4 北部生涯学習センター附帯設備使用料 (第7条関係)

区分	物品名	単位	使用料
メインホール	音響設備	1回	2,600円
	舞台照明設備	1回	2,200
	16ミリ映写機	1回	1,800
	グランドピアノA (調律代含まず。)	1回	6,500
	グランドピアノB (調律代含まず。)	1回	2,600
多目的ホール	音響設備	1回	1,900
	グランドピアノ (調律代含まず。)	1回	1,900
体育室	空調設備	1時間	<u>2,600</u>
陶芸室	陶芸窯	1回	<u>3,300</u>

備考 附帯設備(空調設備及び陶芸窯を除く。)の使用料は、時間区分(メインホールは午前、午後又は夜間をそれぞれ1回、全日を3回とし、多目的ホールは別表第3(その2)に規定する3時間を1回、全日を4回とする。)により徴収する。

別表第5 中央生涯学習センター使用料 (第7条関係)

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	401研修室	2,750円	2,750円	2,750円	3,700円

旧

自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。

(7) 前3号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第4 北部生涯学習センター附帯設備使用料 (第7条関係)

区分	物品名	単位	使用料
メインホール	音響設備	1回	2,600円
	舞台照明設備	1回	2,200
	16ミリ映写機	1回	1,800
	グランドピアノA (調律代含まず。)	1回	6,500
	グランドピアノB (調律代含まず。)	1回	2,600
多目的ホール	音響設備	1回	1,900
	グランドピアノ (調律代含まず。)	1回	1,900
体育室	空調設備	1時間	<u>2,200</u>
陶芸室	陶芸窯	1回	<u>3,000</u>

備考 附帯設備(空調設備及び陶芸窯を除く。)の使用料は、時間区分(メインホールは午前、午後又は夜間をそれぞれ1回、全日を3回とし、多目的ホールは、別表第3(その2)に規定する3時間を1回、全日を4回とする。)により徴収する。

別表第5 中央生涯学習センター使用料 (第7条関係)

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	401研修室	2,750円	2,750円	2,750円	3,700円

新						旧						
402研修室	3,450	3,450	3,450	4,600	13,700	402研修室	3,450	3,450	3,450	4,600	13,700	
403研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	403研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	
404研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	404研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	
405研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	405研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	
406研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	406研修室	1,650	1,650	1,650	2,200	6,600	
407研修室	600	600	600	810	2,400	407研修室	600	600	600	810	2,400	
408研修室	600	600	600	810	2,400	408研修室	600	600	600	810	2,400	
501講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	501講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	
502講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	502講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	
503講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	503講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	
504講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	504講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	
505講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	505講座室	1,900	1,900	1,900	2,550	7,550	
展示ギャラリーA	600	600	600	810	2,400	展示ギャラリーA	600	600	600	810	2,400	
展示ギャラリーB	600	600	600	810	2,400	展示ギャラリーB	600	600	600	810	2,400	
展示ギャラリーC	1,300	1,300	1,300	1,700	5,150	展示ギャラリーC	1,300	1,300	1,300	1,700	5,150	
展示控室	300	300	300	400	1,200	展示控室	300	300	300	400	1,200	
陶芸室	4,500	4,500	4,500	6,000	18,000	陶芸室	4,500	4,500	4,500	6,000	18,000	
創作活動室1	3,400	3,400	3,400	4,600	13,800	創作活動室1	3,400	3,400	3,400	4,600	13,800	
創作活動室2	1,500	1,500	1,500	2,000	6,000	創作活動室2	1,500	1,500	1,500	2,000	6,000	
調理実習室	3,900	3,900	3,900	5,200	15,500	調理実習室	3,900	3,900	3,900	5,200	15,500	
多目的練習室1	1,250	1,250	1,250	1,650	5,000	多目的練習室1	1,250	1,250	1,250	1,650	5,000	
多目的練習室2	880	880	880	1,150	3,500	多目的練習室2	880	880	880	1,150	3,500	
音楽室1	1,500	1,500	1,500	2,000	6,000	音楽室1	1,500	1,500	1,500	2,000	6,000	
音楽室2	1,250	1,250	1,250	1,650	5,000	音楽室2	1,250	1,250	1,250	1,650	5,000	
音楽スタジオ	録音室を使用する場合	<u>1,650</u>	<u>1,650</u>	<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>6,600</u>	音楽スタジオ	<u>1,650</u>	<u>1,650</u>	<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>6,600</u>
	録音室を使用しない場合	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>1,750</u>	<u>5,300</u>						

新

和室 1	720	720	720	960	2,850
和室 2	600	600	600	810	2,400
和室 3	600	600	600	810	2,400
講師控室 1	300	300	300	400	1,200
講師控室 2	300	300	300	400	1,200
講師控室 3	300	300	300	400	1,200
講師控室 4	300	300	300	400	1,200
講師控室 5	880	880	880	1,150	3,500

備考

- (1) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、この表に定める使用料（以下この表において「基本使用料」という。）の12倍の額とする。
- (2) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の 1 時間当たりの額とする。
- (3) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が利用する場合は、基本使用料に基本使用料の 5 割に相当する額を加えた額とする。ただし、前 2 号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額に当該額の 5 割に相当する額を加えた額とする。
- (4) 略

別表第 6 中央生涯学習センター附帯設備使用料（第 7 条関係）

物品名	単位	使用料
陶芸窯	1 回	<u>3,300円</u>

旧

和室 1	720	720	720	960	2,850
和室 2	600	600	600	810	2,400
和室 3	600	600	600	810	2,400
講師控室 1	300	300	300	400	1,200
講師控室 2	300	300	300	400	1,200
講師控室 3	300	300	300	400	1,200
講師控室 4	300	300	300	400	1,200
講師控室 5	880	880	880	1,150	3,500

備考

- (1) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。
- (2) 時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、当該使用料の 1 時間当たりの使用料とする。
- (3) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の 5 割に相当する額を加えた額とする。ただし、前 2 号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の 5 割に相当する額を加えた額とする。
- (4) 略

別表第 6 中央生涯学習センター附帯設備使用料（第 7 条関係）

物品名	単位	使用料
陶芸窯	1 回	<u>3,000円</u>

議案第 号

刈谷市社会教育センター条例の一部改正について

刈谷市社会教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市社会教育センター条例の一部を改正する条例

刈谷市社会教育センター条例（昭和 5 0 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「若しくは」を「又は」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
3 0 1 研修室	940 円	1, 250 円	940 円	2, 850 円
4 0 1 研修室	1, 550	2, 100	1, 550	4, 800
5 0 3 研修室	420	570	420	1, 300
5 0 1 実習室	670	900	670	2, 050
5 0 2 実習室	940	1, 250	940	2, 850
かりがね	210	290	210	660
かきつばた	210	290	210	660
おもだか	210	290	210	660
ホール	2, 900	3, 900	2, 900	8, 900

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市社会教育センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出したのは、使用料の改定に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市社会教育センター条例

新					旧						
(損害賠償の義務) 第11条 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を賠償しなければならない。					(損害賠償の義務) 第11条 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、若しくは滅失したときは、それにより生じた損害を賠償しなければならない。						
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)						
	時間区分	午前	午後	夜間	全日		時間区分	午前	午後	夜間	全日
利用区分		午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	利用区分		午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
		午後0時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで			午後0時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
301研修室		940円	1,250円	940円	2,850円	301研修室		850円	1,150円	850円	2,600円
401研修室		1,550	2,100	1,550	4,800	401研修室		1,450	1,950	1,450	4,400
503研修室		420	570	420	1,300	503研修室		400	550	400	1,200
501実習室		670	900	670	2,050	501実習室		650	850	650	1,900
502実習室		940	1,250	940	2,850	502実習室		850	1,150	850	2,600
かりがね		210	290	210	660	かりがね		200	250	200	600
かきつばた		210	290	210	660	かきつばた		200	250	200	600
おもだか		210	290	210	660	おもだか		200	250	200	600
ホール		2,900	3,900	2,900	8,900	ホール		2,650	3,550	2,650	8,100

議案第 号

刈谷市公民館条例の一部改正について

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例

刈谷市公民館条例（昭和 5 7 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
東刈谷公民館	大集会室	1,700 円	2,300 円	1,700 円	5,250 円
	第 1 研修室	750	1,000	750	2,300
	第 2 研修室	410	550	410	1,250
	和室	420	570	420	1,300
	実習室	900	1,200	900	2,750
富士松公民館	大集会室	1,700	2,300	1,700	5,250
	第 1 研修室	750	1,000	750	2,300
	第 2 研修室	540	720	540	1,650
	第 3 研修室	560	740	560	1,700
	和室	420	570	420	1,300
	実習室	900	1,200	900	2,750
小垣江公民館	大集会室	1,700	2,300	1,700	5,250
	研修室	750	1,000	750	2,300
	和室	420	570	420	1,300
	実習室	900	1,200	900	2,750
北部公民館	大集会室	1,700	2,300	1,700	5,250
	第 1 研修室	750	1,000	750	2,300
	第 2 研修室	540	720	540	1,650
	和室	420	570	420	1,300
	実習室	900	1,200	900	2,750

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の刈谷市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使

用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出したのは、使用料の改定に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市公民館条例

新						旧							
<p>(損害賠償の義務) 第12条 故意又は重大な過失により施設を破損し、又は滅失した者は、それにより生じた損害を賠償しなければならない。 別表(第8条関係)</p>						<p>(損害賠償の義務) 第12条 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を賠償しなければならない。 別表(第8条関係)</p>							
利用区分		時間区分	午前	午後	夜間	全日	利用区分		時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後0時まで			午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		
東刈谷公民館	大集会室		1,700円	2,300円	1,700円	5,250円	東刈谷公民館	大集会室		1,550円	2,100円	1,550円	4,800円
	第1研修室		750	1,000	750	2,300		第1研修室		690	920	690	2,100
	第2研修室		400	550	400	1,250		第2研修室		370	500	370	1,150
	和室		420	570	420	1,300		和室		390	520	390	1,200
	実習室		900	1,200	900	2,750		実習室		820	1,100	820	2,500
富士松公民館	大集会室		1,700	2,300	1,700	5,250	富士松公民館	大集会室		1,550	2,100	1,550	4,800
	第1研修室		750	1,000	750	2,300		第1研修室		690	920	690	2,100
	第2研修室		530	720	530	1,650		第2研修室		490	660	490	1,500
	第3研修室		560	740	560	1,700		第3研修室		510	680	510	1,550
	和室		420	570	420	1,300		和室		390	520	390	1,200
小垣江公民館	大集会室		1,700	2,300	1,700	5,250	小垣江公民館	大集会室		1,550	2,100	1,550	4,800
	研修室		750	1,000	750	2,300		研修室		690	920	690	2,100
	和室		420	570	420	1,300		和室		390	520	390	1,200
	実習室		900	1,200	900	2,750		実習室		820	1,100	820	2,500
	北部公民館		1,700	2,300	1,700	5,250		北部公民館		1,550	2,100	1,550	4,800
北部公民館	大集会室		1,700	2,300	1,700	5,250	北部公民館	大集会室		1,550	2,100	1,550	4,800
	第1研修室		750	1,000	750	2,300		第1研修室		690	920	690	2,100
	第2研修室		530	720	530	1,650		第2研修室		490	660	490	1,500

新

	実習室	900	1,200	900	2,750

旧

	和室	390	520	390	1,200
	実習室	820	1,100	820	2,500

議案第 号

刈谷市民ホール条例の一部改正について

刈谷市民ホール条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市民ホール条例の一部を改正する条例

刈谷市民ホール条例（平成 2 0 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「及び」を「又は」に改める。

第 1 1 条中「建物又は」を「建物若しくは」に改める。

第 1 2 条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 1 4 条中「の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの」を「に規定する指定管理者」に改める。

別表第 1 中「3 9, 3 0 0 円」を「4 3, 2 0 0 円」に、「5 2, 0 0 0 円」を「5 7, 5 0 0 円」に、「1 3 1, 0 0 0 円」を「1 4 4, 0 0 0 円」に、「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に、「4 7, 1 0 0」を「5 1, 5 0 0」に、「6 2, 5 0 0」を「6 9, 0 0 0」に、「1 5 7, 0 0 0」を「1 7 2, 5 0 0」に、「2 7, 4 0 0」を「3 0, 1 0 0」に、「3 6, 6 0 0」を「4 0, 2 0 0」に、「9 1, 5 0 0」を「1 0 0, 5 0 0」に、「3 2, 8 0 0」を「3 6, 0 0 0」に、「4 3, 8 0 0」を「4 8, 0 0 0」に、「1 0 9, 5 0 0」を「1 2 0, 0 0 0」に改め、同表備考第 2 号中「入場料又は」を「大ホール又は小ホールにおいて、入場料又は」に、「1, 0 0 0 円以上」を「1, 0 0 0 円超」に、「当該使用料の 2 倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の 1 2 倍」を「この表に定める使用料（以下「基本使用料」という。）の 2 倍」に改め、同表備考第 6 号を同表備考第 7 号とし、同表備考第 5 号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「前 3 号」を「第 2 号から前号まで」に、「の 5 割」を「に、当該額の 5 割」に改め、同号を同表備考第 6 号とし、同表備考第 4 号中「ホールを利用する者で、当該利用に係る舞台練習のためにホールを」を「大ホール又は小ホールを利用する者が準備又は原状回復のために」に、「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同表備考第 5 号とし、同表備考第 3 号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の

1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額」に改め、同号を同表備考第4号とし、同表備考第2号の次に次の1号を加える。

(3) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、基本使用料の1.2倍の額とする。

別表第2 照明設備の部 センターピンスポットライトの項中

500	500
-----	-----

を

500	
-----	--

に改め、同表映写設備の部 ビデオプロジェクターの項中

「5,300」を「5,800」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市民ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出したのは、使用料の改定等に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市民ホール条例

新		旧																																													
<p>(利用許可の制限)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの利用を許可しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建物又は附属設備を害するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第11条 利用者は、<u>建物若しくは</u>附属設備を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第12条 利用者は、ホールの利用を終わったとき、又は第5条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第14条 ホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する<u>指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>		<p>(利用許可の制限)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの利用を許可しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建物及び</u>附属設備を害するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第11条 利用者は、<u>建物又は</u>附属設備を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第12条 利用者は、ホールの利用を終わったとき、又は第5条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第14条 ホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、<u>法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>																																													
<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後0時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td rowspan="2">全客席を使用する場合</td> <td>平日</td> <td>43,200円</td> <td>57,500円</td> <td>57,500円</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>日曜日、土曜日及び祝日</td> <td>51,500</td> <td>69,000</td> <td>69,000</td> <td>172,500</td> </tr> </tbody> </table>		時間区分		午前	午後	夜間	全日	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	大ホール	全客席を使用する場合	平日	43,200円	57,500円	57,500円	144,000円	日曜日、土曜日及び祝日	51,500	69,000	69,000	172,500	<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後0時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td rowspan="2">全客席を使用する場合</td> <td>平日</td> <td>39,300円</td> <td>52,000円</td> <td>52,000円</td> <td>131,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日、日曜日及び祝日</td> <td>47,100</td> <td>62,500</td> <td>62,500</td> <td>157,000</td> </tr> </tbody> </table>		時間区分		午前	午後	夜間	全日	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	大ホール	全客席を使用する場合	平日	39,300円	52,000円	52,000円	131,000円	土曜日、日曜日及び祝日	47,100	62,500	62,500	157,000
時間区分				午前	午後	夜間	全日																																								
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																										
大ホール	全客席を使用する場合	平日	43,200円	57,500円	57,500円	144,000円																																									
		日曜日、土曜日及び祝日	51,500	69,000	69,000	172,500																																									
時間区分		午前	午後	夜間	全日																																										
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																										
大ホール	全客席を使用する場合	平日	39,300円	52,000円	52,000円	131,000円																																									
		土曜日、日曜日及び祝日	47,100	62,500	62,500	157,000																																									

新						旧							
	1階客席のみを使用する場合	平日	<u>30,100</u>	<u>40,200</u>	<u>40,200</u>	<u>100,500</u>		1階客席のみを使用する場合	平日	<u>27,400</u>	<u>36,600</u>	<u>36,600</u>	<u>91,500</u>
		日曜日、土曜日及び祝日	<u>36,000</u>	<u>48,000</u>	<u>48,000</u>	<u>120,000</u>			土曜日、日曜日及び祝日	<u>32,800</u>	<u>43,800</u>	<u>43,800</u>	<u>109,500</u>
小ホール		平日	13,700	18,200	18,200	45,700	小ホール		平日	13,700	18,200	18,200	45,700
		日曜日、土曜日及び祝日	16,300	21,800	21,800	54,500			土曜日、日曜日及び祝日	16,300	21,800	21,800	54,500
楽屋1		720	960	960	2,400	楽屋1		720	960	960	2,400		
楽屋2		930	1,200	1,200	3,100	楽屋2		930	1,200	1,200	3,100		
楽屋3		930	1,200	1,200	3,100	楽屋3		930	1,200	1,200	3,100		
楽屋4		1,150	1,500	1,500	3,850	楽屋4		1,150	1,500	1,500	3,850		
楽屋5		1,150	1,500	1,500	3,850	楽屋5		1,150	1,500	1,500	3,850		
楽屋6		1,950	2,650	2,650	6,750	楽屋6		1,950	2,650	2,650	6,750		
楽屋7		1,300	1,800	1,800	4,550	楽屋7		1,300	1,800	1,800	4,550		
楽屋8		600	800	800	2,000	楽屋8		600	800	800	2,000		
楽屋9		600	800	800	2,000	楽屋9		600	800	800	2,000		
リハーサル室1		9,200	12,300	12,300	30,800	リハーサル室1		9,200	12,300	12,300	30,800		
リハーサル室2		5,050	6,750	6,750	16,900	リハーサル室2		5,050	6,750	6,750	16,900		
控室1		450	600	600	1,500	控室1		450	600	600	1,500		
控室2		670	900	900	2,250	控室2		670	900	900	2,250		
控室3		780	1,000	1,000	2,600	控室3		780	1,000	1,000	2,600		
控室4		360	480	480	1,200	控室4		360	480	480	1,200		
控室5		600	800	800	2,000	控室5		600	800	800	2,000		

備考

(1) 略

(2) 大ホール又は小ホールにおいて、入場料又はこれに類するもの (以下「入場料等」という。)を1人につき1,000円超 (入場料等に区

備考

(1) 略

(2) 入場料又はこれに類するもの (以下「入場料等」という。)を1人につき1,000円以上 (入場料等に区分がある場合は、その区分の

新

分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超を徴する場合は、この表に定める使用料（以下「基本使用料」という。）の2倍の額とする。

(3) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、基本使用料の12倍の額とする。

(4) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後10時まで引き続き利用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。

(5) 大ホール又は小ホールを利用する者が準備又は原状回復のために利用する場合の使用料は、基本使用料の5割に相当する額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額とする。

(6) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が利用する場合は、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、第2号から前号までの規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額に当該額の5割に相当する額を加えた額とする。

(7) 略

別表第2（第7条関係）

区分	物品名	単位	金額（1回）			
			大ホール	小ホール	リハーサル室	
					1	2
照明設備	講演会セット	一式	円 7,600	円 5,400	円 3,400	円
	演奏会Aセット	一式	7,200	5,500	3,400	
	演奏会Bセット	一式	12,500	7,000		
	調光調整卓	一式	5,300	4,800		
	センターピンスポットライト	1台	1,300	<u>500</u>		

旧

最高金額が1,000円以上を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。

(3) 時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後10時まで引き続き利用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。

(4) ホールを利用する者で、当該利用に係る舞台練習のためにホールを利用する場合の使用料は、当該使用料の5割に相当する額とする。ただし、前2号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額とする。

(5) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。

(6) 略

別表第2（第7条関係）

区分	物品名	単位	金額（1回）			
			大ホール	小ホール	リハーサル室	
					1	2
照明設備	講演会セット	一式	円 7,600	円 5,400	円 3,400	円
	演奏会Aセット	一式	7,200	5,500	3,400	
	演奏会Bセット	一式	12,500	7,000		
	調光調整卓	一式	5,300	4,800		
	センターピンスポットライト	1台	1,300	<u>500</u>	<u>500</u>	

新

	サスペンションライト	1列	600	500		
	ボーダーライト	1列	300	200		
	アッパーホリゾン トライト	一式	1,200	300		
	ローアホリゾン トライト	一式	1,200	300		
	シーリングライト	一式	1,400	800		
	フロントサイドラ イト	一式	1,300	500		
	プロセニウムライ ト	一式	400	300		
	トーマタルライ ト	一式	300			
	東西バトンライト	一式	300			
	フットライト	一式	300	200		
	スポットライト	1台	100	100	100	100
	特殊効果機器	1台	100	100	100	100
	ストリップライト	1台	100	100	100	100
映写設 備	ビデオプロジェク ター	1台	<u>5,800</u>			
	移動用ビデオプロ ジェクター	1台	2,000	2,000	2,000	2,000
音響設 備	基本セット	一式	11,300	4,900	1,700	
	音響調整卓	一式	9,400	4,500	1,200	
	スピーカー	一式	3,500	900	600	
	マイクロホン	1本	100	100	100	100
	ワイヤレスマイク ロホン	1本	100	100	100	100

旧

	サスペンションラ イト	1列	600	500		
	ボーダーライト	1列	300	200		
	アッパーホリゾン トライト	一式	1,200	300		
	ローアホリゾン トライト	一式	1,200	300		
	シーリングライト	一式	1,400	800		
	フロントサイドラ イト	一式	1,300	500		
	プロセニウムライ ト	一式	400	300		
	トーマタルライ ト	一式	300			
	東西バトンライト	一式	300			
	フットライト	一式	300	200		
	スポットライト	1台	100	100	100	100
	特殊効果機器	1台	100	100	100	100
	ストリップライト	1台	100	100	100	100
映写設 備	ビデオプロジェク ター	1台	<u>5,300</u>			
	移動用ビデオプロ ジェクター	1台	2,000	2,000	2,000	2,000
音響設 備	基本セット	一式	11,300	4,900	1,700	
	音響調整卓	一式	9,400	4,500	1,200	
	スピーカー	一式	3,500	900	600	
	マイクロホン	1本	100	100	100	100
	ワイヤレスマイク ロホン	1本	100	100	100	100

新							旧						
楽器	CD・MDプレーヤー	1台	600	600	600	600	楽器	CD・MDプレーヤー	1台	600	600	600	600
	移動型ミキサー	1台	1,900	1,900	1,900	1,900		移動型ミキサー	1台	1,900	1,900	1,900	1,900
	ピアノA（調律代含まず。）	1台	7,700					ピアノA（調律代含まず。）	1台	7,700			
	ピアノB（調律代含まず。）	1台		7,500				ピアノB（調律代含まず。）	1台		7,500		
	ピアノC（調律代含まず。）	1台	5,200					ピアノC（調律代含まず。）	1台	5,200			
	ピアノD（調律代含まず。）	1台			1,000			ピアノD（調律代含まず。）	1台			1,000	
	ピアノE（調律代含まず。）	1台			1,000	1,000		ピアノE（調律代含まず。）	1台			1,000	1,000
	和だいこ	1基	400	400	400	400		和だいこ	1基	400	400	400	400
ティンパニ	一式	2,200	2,200	2,200	2,200	ティンパニ	一式	2,200	2,200	2,200	2,200		
舞台設備	音響反射板（ライト付き）	一式	6,200	2,800			舞台設備	音響反射板（ライト付き）	一式	6,200	2,800		
	所作台	一式	6,000					所作台	一式	6,000			
	松羽目	1枚	1,200					松羽目	1枚	1,200			
	竹羽目	1枚	1,200					竹羽目	1枚	1,200			
	鳥屋囲い	一式	1,100					鳥屋囲い	一式	1,100			
	金屏風	1双	1,300	1,300	1,300	1,300		金屏風	1双	1,300	1,300	1,300	1,300
	銀屏風	1双	1,300	1,300	1,300	1,300		銀屏風	1双	1,300	1,300	1,300	1,300
	平台	1台	200	200	200	200		平台	1台	200	200	200	200
	演台（花台・脇台付き）	一式	600	500				演台（花台・脇台付き）	一式	600	500		
	司会者台	1台	400	400	400	400		司会者台	1台	400	400	400	400
	指揮台・指揮者用譜面台	一式	900	900	900	900		指揮台・指揮者用譜面台	一式	900	900	900	900

新

演奏者用譜面台（ライト付き）	1台	100	100	100	100
地がすり	1枚	600	600		
しゃ幕	1枚	1,100			
バレエシート	一式	1,500	1,500	1,500	1,500
スクリーン	一式	800	700		

備考 略

旧

演奏者用譜面台（ライト付き）	1台	100	100	100	100
地がすり	1枚	600	600		
しゃ幕	1枚	1,100			
バレエシート	一式	1,500	1,500	1,500	1,500
スクリーン	一式	800	700		

備考 略

議案第 号

刈谷市体育施設条例の一部改正について

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例

刈谷市体育施設条例（昭和 4 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「及び附属物並びに」を「若しくは附属物又は」に改める。

第 6 条第 2 項中「の規定により、法人その他の団体であつて刈谷市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「に規定する指定管理者」に、「別表第 3 備考第 5 号」を「別表第 3 備考第 8 号」に改める。

第 1 3 条中「別表第 3 備考第 5 号」を「別表第 3 備考第 8 号」に改める。

別表第 1 中「5, 5 0 0 円」を「6, 0 5 0 円」に、「2 0, 0 0 0 円」を「2 2, 0 0 0 円」に、「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に、「6, 6 0 0」を「7, 2 5 0」に、「2 4, 0 0 0」を「2 6, 4 0 0」に、「3, 8 0 0」を「4, 2 0 0」に、「1 4, 0 0 0」を「1 5, 4 0 0」に、「4, 5 0 0」を「4, 9 5 0」に、「1 6, 5 0 0」を「1 8, 1 0 0」に、

2,100	7,800	を	
-------	-------	---	--

2,350	8,550
-------	-------

に、「2, 5 0 0」を「2, 8 0 0」に、「9, 3 0 0」を「1 0, 2 0 0」に、「1, 0 0 0」を「1, 1 5 0」に、「3, 9 0 0」を「4, 2 5 0」に、

1,200	4,600
-------	-------

を

1,350	5,050
-------	-------

に、「1, 9 0 0」を「2, 1 0 0」に、「7, 0 0 0」を「7, 7 0 0」に、「2, 3 0 0」を「2, 5 0 0」に、「8, 4 0 0」を「9, 2 0 0」に、「1, 1 0 0」を「1, 2 5 0」に、「4, 2 0 0」を「4, 6 0 0」に、

550	2,100
-----	-------

を

「 630 2,300 」	に、	「		を	「
		200	800		
		200	800		
		300	1,200		
300	1,200	240			
		240			
		350			
		350			

880
880
1,300
1,300

に、「800円」を「880円」に改め、同表備考第3号中「本表

は、」を削り、「に適用し」を「(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)であって」に改め、「という。)を」の次に「1人につき1,000円超(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超)を」を加え、同表備考第4号中「もの」の次に「をいう。以下同じ。」を、「場合」の次に「(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)」を加え、同表備考第5号中「貸切使用し、入場料等を徴しない」を「貸切使用する場合(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)であって、入場料等を徴しない場合又は入場料等を1人につき1,000円以下(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以下)を徴する」に改め、「、入場料等を」の次に「1人につき1,000円超(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超)を」を加え、同表備考第6号中「に使用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第8号中「2分の1」を「5割」に改め、同表備考第10号中「第9号」を「前号」に改める。

別表第2中「14,560」を「16,000」に、「2,880」を「3,150」に、「1,410」を「1,550」に、「940」を「1,000」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 刈谷球場等施設使用料（第6条関係）

時間区分			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
刈谷球場	野球場	平日	8,300円	11,100円	8,300円	25,300円
		日曜日、土曜日及び祝日	10,300	13,700	10,300	31,300
	多目的室（1室につき）		1,200	1,600	1,200	3,700
	屋内ブルペン		940	1,250	940	2,850
港町グラウンド（1面につき）	平日		1時間までごとにつき 1,300円			
	日曜日、土曜日及び祝日		1時間までごとにつき 1,500			
ウェーブスタジアム刈谷	スタジアム	平日	9,550円	12,700円	9,550円	29,000円
		日曜日、土曜日及び祝日	11,900	15,900	11,900	36,300
	会議室及び本部室（1室につき）		1,400	1,850	1,400	4,250
グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	平日	1時間までごとにつき 1,500円			
		日曜日、土曜日及び祝日	1時間までごとにつき 1,800			
	天然芝コート	平日	1時間までごとにつき 1,800			
		日曜日、土曜日及び祝日	1時間までごとにつき 2,200			

備考

- (1) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツの目的のために刈谷球場、港町グラウンド、ウェーブスタジアム刈谷又はグリーングラウンド刈谷を貸切使用する場合（多目的室、屋内ブルペン、会議室又は本部室の使用の場合を除く。）であって、入場料等を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）を徴する場合は、本表の2倍の額とする。
- (3) 興行の目的のために刈谷球場又はウェーブスタジアム刈谷を貸切使用する場合（多目的室、屋内ブルペン、会議室又は本部室の使用の場合を除く。）は、本表の1.2倍の額とする。
- (4) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで引き続き使用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。
- (5) 準備又は原状回復のため使用する場合は、当該使用区分の使用料の5割に相当する額とする。
- (6) 貸切使用する場合において、市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。

(7) 前3号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(8) ウェーブスタジアム刈谷の個人使用料は、陸上競技（投てき競技を除く。）を行う場合に限り、使用する日の入場から退場までを1回とし、大人（小人以外の者をいう。ただし、小学校就学前の者を除く。）1人1回につき200円、小人（小学生及び中学生をいう。）1人1回につき100円とする。

別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料（第6条関係）

区分		内容	金額	
照明設備	刈谷球場	全点灯 30分までごとに	4,260円	
		2分の1点灯 30分までごとに	2,660	
	小垣江グラウンド	30分までごとに	1,700	
	井ヶ谷グラウンド	30分までごとに	1,700	
	双葉グラウンド（1面につき）	30分までごとに	1,270	
	ウェーブスタジアム刈谷	全点灯 30分までごとに	4,260	
		4分の3点灯 30分までごとに	3,520	
		2分の1点灯 30分までごとに	2,660	
	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270
	表示設備	刈谷球場	全面表示	午前
午後				3,050
夜間				3,050
全日				9,170
得点判定表示（全面表示を利用する場合を除く。）			午前	1,010
			午後	1,010
			夜間	1,010
			全日	3,050
スピード表示（全面表示を利用する場合を除く。）		午前	500	
		午後	500	
		夜間	500	
		全日	1,520	
ウェーブスタジアム刈谷		午前	3,650	
		午後	3,850	
	夜間	3,650		
	全日	11,100		
放送設備	午前	1,520		
	午後	1,520		
	夜間	1,520		
	全日	4,580		
ピッチングマシン（1台につき）		午前	710	

	午後	710
	夜間	710
	全日	2,130

備考

- (1) 本表中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」の使用時間の単位は別表第3の時間区分欄に掲げる「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」のそれぞれの単位とする。
- (2) アマチュアスポーツの目的のために刈谷球場、ウェーブスタジアム刈谷又はグリーングラウンド刈谷を貸切使用する場合であって、入場料等を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）を徴する場合は、照明設備においては本表の2倍の額とする。
- (3) 興行の目的のために刈谷球場又はウェーブスタジアム刈谷を貸切使用する場合は、照明設備においては本表の1.2倍の額とする。
- (4) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで引き続き使用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。
- (5) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が照明設備を使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- (6) 前2号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第5（その1）中「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に改め、同表備考第3号中「本表は、」を削り、「に適用し、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）」を「であって、入場料等を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）」に改め、同表備考第4号中「（営利又は宣伝を目的として入場料等を徴して大衆に見せるもの）」を削り、同表備考第5号中「貸切使用し、入場料等を徴しない」を「貸切使用する場合であって、入場料等を徴しない場合又は入場料等を1人につき1,000円以下（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以下）を徴する」に改め、「、入場料等を」の次に「1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）を」を加え、同表備考第6号中「に使用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第8号中「2分の1」を「5割」に改め、同表備考第10号中「第9号」を「前号」に改める。

別表第6中「16,230」を「17,800」に、「9,530」を「10,400」に、「2,350」を「2,550」に、「1,200」を「1,300」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出したのは、使用料の改定等に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市体育施設条例

新	旧																												
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建物若しくは附属物又は備品等を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(使用料又は利用料金)</p> <p>第6条 体育施設の使用料は、別表第1から別表第6までのとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する<u>指定管理者</u>に行わせる場合は、ウェーブスタジアム刈谷の個人利用料金並びにウイングアリーナ刈谷のプール、トレーニングルーム、キッズルーム及びランニングコースの利用料金の額は、<u>別表第3備考第8号</u>及び別表第5（その2）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>(読替え)</p> <p>第13条 第6条第2項の規定により利用料金の額を定めた場合は、第3条から第5条まで、第7条、<u>別表第3備考第8号</u>及び別表第5（その2）の規定中「刈谷市教育委員会」及び「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 刈谷市体育館施設使用料（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">時間区分</td> <td style="text-align: center;">3時間</td> <td style="text-align: center;">全日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,050円</td> <td style="text-align: center;">22,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用区分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">競技 アリーナ 平日</td> <td style="text-align: center;">6,050円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">22,000円</td> </tr> </table>	時間区分		3時間	全日	6,050円	22,000円	使用区分				競技 アリーナ 平日	6,050円	22,000円		<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建物及び附属物並びに備品等を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(使用料又は利用料金)</p> <p>第6条 体育施設の使用料は、別表第1から別表第6までのとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、<u>法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）</u>に行わせる場合は、ウェーブスタジアム刈谷の個人利用料金並びにウイングアリーナ刈谷のプール、トレーニングルーム、キッズルーム及びランニングコースの利用料金の額は、<u>別表第3備考第5号</u>及び別表第5（その2）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>(読替え)</p> <p>第13条 第6条第2項の規定により利用料金の額を定めた場合は、第3条から第5条まで、第7条、<u>別表第3備考第5号</u>及び別表第5（その2）の規定中「刈谷市教育委員会」及び「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 刈谷市体育館施設使用料（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">時間区分</td> <td style="text-align: center;">3時間</td> <td style="text-align: center;">全日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用区分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">競技 アリーナ 平日</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </table>	時間区分		3時間	全日	5,500円	20,000円	使用区分				競技 アリーナ 平日	5,500円	20,000円	
時間区分			3時間	全日																									
		6,050円	22,000円																										
使用区分																													
競技 アリーナ 平日	6,050円	22,000円																											
時間区分		3時間	全日																										
		5,500円	20,000円																										
使用区分																													
競技 アリーナ 平日	5,500円	20,000円																											

新

場		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>7,250</u>	<u>26,400</u>
	柔道場	平日	<u>4,200</u>	<u>15,400</u>
		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>4,950</u>	<u>18,100</u>
剣道場	平日		<u>4,200</u>	<u>15,400</u>
		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>4,950</u>	<u>18,100</u>
卓球場	平日		<u>2,350</u>	<u>8,550</u>
		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>2,800</u>	<u>10,200</u>
弓道場	平日		<u>2,350</u>	<u>8,550</u>
		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>2,800</u>	<u>10,200</u>
エアーライフル場	平日		<u>1,150</u>	<u>4,250</u>
		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>1,350</u>	<u>5,050</u>
多目的室	平日		<u>2,100</u>	<u>7,700</u>
		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>2,500</u>	<u>9,200</u>
トレーニング場	平日		<u>1,150</u>	<u>4,250</u>
		<u>日曜日、土曜日及び祝日</u>	<u>1,350</u>	<u>5,050</u>
第1会議室			<u>1,250</u>	<u>4,600</u>
第2会議室			<u>630</u>	<u>2,300</u>
研修室			<u>630</u>	<u>2,300</u>
相談室			<u>630</u>	<u>2,300</u>
第1和室			<u>630</u>	<u>2,300</u>
第2和室			<u>630</u>	<u>2,300</u>

旧

場		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>6,600</u>	<u>24,000</u>
	柔道場	平日	<u>3,800</u>	<u>14,000</u>
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>4,500</u>	<u>16,500</u>
剣道場	平日		<u>3,800</u>	<u>14,000</u>
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>4,500</u>	<u>16,500</u>
卓球場	平日		<u>2,100</u>	<u>7,800</u>
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>2,500</u>	<u>9,300</u>
弓道場	平日		<u>2,100</u>	<u>7,800</u>
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>2,500</u>	<u>9,300</u>
エアーライフル場	平日		<u>1,000</u>	<u>3,900</u>
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>1,200</u>	<u>4,600</u>
多目的室	平日		<u>1,900</u>	<u>7,000</u>
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>2,300</u>	<u>8,400</u>
トレーニング場	平日		<u>1,000</u>	<u>3,900</u>
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	<u>1,200</u>	<u>4,600</u>
第1会議室			<u>1,100</u>	<u>4,200</u>
第2会議室			<u>550</u>	<u>2,100</u>
研修室			<u>550</u>	<u>2,100</u>
相談室			<u>550</u>	<u>2,100</u>
第1和室			<u>550</u>	<u>2,100</u>
第2和室			<u>550</u>	<u>2,100</u>

新

第3和室		<u>240</u>	<u>880</u>
第4和室		<u>240</u>	<u>880</u>
記録室		<u>350</u>	<u>1,300</u>
審判役員室		<u>350</u>	<u>1,300</u>
合宿 (浴室、炊事場及び研 修室の使用を含む。)	1人1泊 (午後3時から翌 日の午前10時まで)		<u>880円</u>

備考

(1)～(2) 略

(3) アマチュアスポーツの目的のために貸切使用する場合(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)であって、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を1人につき1,000円超(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超)を徴する場合は、本表の2倍の額とする。

(4) 興行(営利又は宣伝を目的として入場料等を徴して大衆に見せるものをいう。以下同じ。)の目的のために貸切使用する場合(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)は、本表の12倍の額とする。

(5) アマチュアスポーツ又は興行の目的以外に競技場を貸切使用する場合(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)であって、入場料等を徴しない場合又は入場料等を1人につき1,000円以下(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以下)を徴する場合は、本表の4倍の額とし、入場料等を1人につき1,000円超(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超)を徴する場合は、本表の6倍の額とする。

(6) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額とする。

(7) 略

(8) 準備又は原状回復のため使用する場合は、当該使用区分の使用料の5割に相当する額とする。

(9) 略

旧

第3和室		<u>200</u>	<u>800</u>
第4和室		<u>200</u>	<u>800</u>
記録室		<u>300</u>	<u>1,200</u>
審判役員室		<u>300</u>	<u>1,200</u>
合宿 (浴室、炊事場及び研 修室の使用を含む。)	1人1泊 (午後3時から翌 日の午前10時まで)		<u>800円</u>

備考

(1)～(2) 略

(3) 本表は、アマチュアスポーツの目的のために貸切使用する場合に適用し、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴する場合は、本表の2倍の額とする。

(4) 興行(営利又は宣伝を目的として入場料等を徴して大衆に見せるもの)の目的のために貸切使用の場合は、本表の12倍の額とする。

(5) アマチュアスポーツ又は興行の目的以外に競技場を貸切使用し、入場料等を徴しない場合は、本表の4倍の額とし、入場料等を徴する場合は、本表の6倍の額とする。

(6) 時間区分外に使用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。

(7) 略

(8) 準備又は原状回復のため使用する場合は、当該使用区分の使用料の2分の1に相当する額とする。

(9) 略

新

(10) 第6号から前号までの使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(11)～(13) 略

別表第2 刈谷市体育館附帯設備使用料 (第6条関係)

区分		内容	金額
得点表示盤		操作盤付き 1対 1回	850円
放送設備		1回	850
風呂 (合宿で使用する場合を除く。)		1回	950
アリーナ電気照明		1灯1時間までごとに	30
天蓋昇降装置		照明装置付き 1回	1,400
シート		1回1枚につき	
		大	180
		小	80
空調 設備	アリーナ	1時間につき	16,000
	柔道場	1時間につき	3,150
	剣道場	1時間につき	3,150
	卓球場	1時間につき	1,550
	多目的室	1時間につき	1,550
	トレーニング場	1時間につき	1,000

備考 略

別表第3 刈谷球場等施設使用料 (第6条関係)

時間区分			午前	午後	夜間	全日	
			午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
使用区分	刈谷球場	野球場	平日	8,300円	11,100円	8,300円	25,300円

旧

(10) 第6号から第9号までの使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(11)～(13) 略

別表第2 刈谷市体育館附帯設備使用料 (第6条関係)

区分		内容	金額
得点表示盤		操作盤付き 1対 1回	850円
放送設備		1回	850
風呂 (合宿で使用する場合を除く。)		1回	950
アリーナ電気照明		1灯1時間までごとに	30
天蓋昇降装置		照明装置付き 1回	1,400
シート		1回1枚につき	
		大	180
		小	80
空調 設備	アリーナ	1時間につき	14,560
	柔道場	1時間につき	2,880
	剣道場	1時間につき	2,880
	卓球場	1時間につき	1,410
	多目的室	1時間につき	1,410
	トレーニング場	1時間につき	940

備考 略

別表第3 刈谷球場等施設使用料 (第6条関係)

時間区分			午前	午後	夜間	全日	
			午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
使用区分	刈谷	入場料等を徴し ない場合	平日	7,000円	9,400円	7,000円	23,000円

新							旧							
		日曜日、 土曜日 及び祝 日	10,300	13,700	10,300	31,300			土曜日、 日曜日 及び祝 日	8,700	11,500	8,700	28,500	
	多目的室（1室につ き）		1,200	1,600	1,200	3,700	入場料 等を徴 する場 合	営利を 目的と しない 場合	平日	14,000	18,500	14,000	46,000	
	屋内ブルペン		940	1,250	940	2,850			土曜日、 日曜日 及び祝 日	17,000	23,000	17,000	57,000	
港町グラ ウンド （1面に つき）	平日		1時間までごとにつき 1,300円							平日	1時間までごとにつき 1,300円			
	日曜日、土曜日及び 祝日		1時間までごとにつき 1,500							土曜日、 日曜日 及び祝 日	1時間までごとにつき 1,500			
ウェーブ スタジア ム刈谷	スタジア ム	平日	9,550円	12,700 円	9,550円	29,000 円		営利を 目的と する場 合	平日	70,000	94,000	70,000	230,000	
		日曜日、 土曜日 及び祝 日	11,900	15,900	11,900	36,300			土曜日、 日曜日 及び祝 日	87,000	115,000	87,000	285,000	
	会議室及び本部室 （1室につき）		1,400	1,850	1,400	4,250	多目的室（1室につ き）			1,000	1,400	1,000	3,400	
グリーン グラウン ド刈谷	人工芝コ ート	平日	1時間までごとにつき 1,500円				屋内ブルペン			800	1,000	800	2,600	
		日曜日、 土曜日 及び祝 日	1時間までごとにつき 1,800				港町グラウンド （1面につき）			平日	1時間までごとにつき 1,300円			
	天然芝コ ート	平日	1時間までごとにつき 1,800							土曜日、 日曜日 及び祝 日	1時間までごとにつき 1,500			
		日曜日、 土曜日 及び祝 日	1時間までごとにつき 2,200				ウエー ーブ スタ ジ ー	入場料 等を徴 しない 場合	平日	8,000円	10,500 円	8,000円	26,400 円	
									土曜日、 日曜日 及び祝 日	9,900	13,200	9,900	33,000	
							入場料	営利を	平日	16,000	21,000	16,000	52,500	

備考

新		旧							
<p>(1) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p> <p>(2) アマチュアスポーツの目的のために刈谷球場、港町グラウンド、ウェーブスタジアム刈谷又はグリーングラウンド刈谷を貸切使用する場合（多目的室、屋内ブルペン、会議室又は本部室の使用の場合を除く。）であって、入場料等を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）を徴する場合は、本表の2倍の額とする。</p> <p>(3) 興行の目的のために刈谷球場又はウェーブスタジアム刈谷を貸切使用する場合（多目的室、屋内ブルペン、会議室又は本部室の使用の場合を除く。）は、本表の12倍の額とする。</p> <p>(4) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで引き続き使用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。</p> <p>(5) 準備又は原状回復のため使用する場合は、当該使用区分の使用料の5割に相当する額とする。</p> <p>(6) 貸切使用する場合において、市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(7) 前3号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(8) ウェーブスタジアム刈谷の個人使用料は、陸上競技（投てき競技を除く。）を行う場合に限り、使用する日の入場から退場までを1回とし、大人（小人以外の者をいう。ただし、小学校就学前の者を除く。）1人1回につき200円、小人（小学生及び中学生をいう。）1人1回につき100円とする。</p>		アム刈谷	等を徴する場合	目的としない場合	土曜日、日曜日及び祝日	19,800	26,400	19,800	66,000
営利を目的とする場合	平日		80,000	105,000	80,000	264,000			
	土曜日、日曜日及び祝日		99,000	132,000	99,000	330,000			
会議室及び本部室（1室につき）			1,200	1,500	1,200	3,900			
グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	平日	1時間までごとにつき		1,500円				
		土曜日、日曜日及び祝日	1時間までごとにつき		1,800				
	天然芝コート	平日	1時間までごとにつき		1,800				
		土曜日、日曜日及び祝日	1時間までごとにつき		2,200				
備考		<p>(1) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p> <p>(2) 時間区分外に使用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき当該使用料の1時間当たりの使用料とする。ただし、午前9時から午後5時まで、又は午後1時から午後9時まで引き続き使用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。</p> <p>(3) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住</p>							

新

旧

自立圏の住民を含む。)以外の者が使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。

(4) 前2号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(5) ウェーブスタジアム刈谷の個人使用料は、陸上競技(投てき競技を除く。)を行う場合に限り、使用する日の入場から退場までを1回とし、大人(小人以外の者をいう。ただし、小学校就学前の者を除く。)1人1回につき200円、小人(小学生及び中学生をいう。)1人1回につき100円とする。

別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料(第6条関係)

別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料(第6条関係)

区分		内容	金額	
照 明 設 備	刈谷球場	全点灯30分までごとに	4,260円	
		2分の1点灯30分までごとに	2,660	
	小垣江グラウンド	30分までごとに	1,700	
	井ヶ谷グラウンド	30分までごとに	1,700	
	双葉グラウンド(1面につき)	30分までごとに	1,270	
	ウェーブスタジアム刈谷	全点灯30分までごとに	4,260	
		4分の3点灯30分までごとに	3,520	
		2分の1点灯30分までごとに	2,660	
	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270
	表 示 設 備	刈谷球場	全面表示	午前
午後			3,050	
夜間			3,050	
全日			9,170	

区分		内容	金額	
照 明 設 備	刈谷球場	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260円
			2分の1点灯30分までごとに	2,660
	入場料等を徴する場合	営利を目的としない場合	全点灯30分までごとに	8,520
			2分の1点灯30分までごとに	5,330
	営利を目的とする場合		全点灯30分までごとに	42,600
			2分の1点灯30分までごとに	26,630
	小垣江グラウンド		30分までごとに	1,700
	井ヶ谷グラウンド		30分までごとに	1,700
	双葉グラウンド(1面につき)		30分までごとに	1,270
	ウェーブスタジアム	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260
4分の3点灯30分までごとに			3,520	

新				旧																																														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4"> <u>得点判定表示 (全面表示を 利用する場合 を除く。)</u> </td> <td>午前</td> <td>1,010</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,010</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,010</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>3,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> <u>スピード表示 (全面表示を 利用する場合 を除く。)</u> </td> <td>午前</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>1,520</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> <u>ウェーブスタジアム刈谷</u> </td> <td>午前</td> <td>3,650</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>3,850</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>3,650</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> <u>放送設備</u> </td> <td>午前</td> <td>1,520</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,520</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>4,580</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> <u>ピッチングマシン (1台につき)</u> </td> <td>午前</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>2,130</td> </tr> </table>	<u>得点判定表示 (全面表示を 利用する場合 を除く。)</u>	午前	1,010	午後	1,010	夜間	1,010	全日	3,050	<u>スピード表示 (全面表示を 利用する場合 を除く。)</u>	午前	500	午後	500	夜間	500	全日	1,520	<u>ウェーブスタジアム刈谷</u>	午前	3,650	午後	3,850	夜間	3,650	全日	11,100	<u>放送設備</u>	午前	1,520	午後	1,520	夜間	1,520	全日	4,580	<u>ピッチングマシン (1台につき)</u>	午前	710	午後	710	夜間	710	全日	2,130					
		<u>得点判定表示 (全面表示を 利用する場合 を除く。)</u>	午前	1,010																																														
			午後	1,010																																														
			夜間	1,010																																														
	全日		3,050																																															
	<u>スピード表示 (全面表示を 利用する場合 を除く。)</u>	午前	500																																															
		午後	500																																															
		夜間	500																																															
		全日	1,520																																															
	<u>ウェーブスタジアム刈谷</u>	午前	3,650																																															
		午後	3,850																																															
		夜間	3,650																																															
		全日	11,100																																															
	<u>放送設備</u>	午前	1,520																																															
		午後	1,520																																															
		夜間	1,520																																															
全日		4,580																																																
<u>ピッチングマシン (1台につき)</u>	午前	710																																																
	午後	710																																																
	夜間	710																																																
	全日	2,130																																																
<u>備考</u>																																																		
(1) 本表中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」の使用時間の単位は別表第3の時間区分欄に掲げる「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」のそれぞれの単位とする。																																																		
(2) アマチュアスポーツの目的のために刈谷球場、ウェーブスタジアム刈谷又はグリーングラウンド刈谷を貸切使用する場合であって、入場料等を1人につき1,000円超(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超)を徴する場合は、照明設備においては本表の2倍の額とする。																																																		
(3) 興行の目的のために刈谷球場又はウェーブスタジアム刈谷を貸																																																		
	<u>刈谷</u>	<u>入場料等</u>	<u>を徴する場合</u>	<u>営利を目的としない場合</u>	<u>2分の1点灯30分までごとに</u>	<u>2,660</u>																																												
					<u>全点灯30分までごとに</u>	<u>8,520</u>																																												
					<u>4分の3点灯30分までごとに</u>	<u>7,030</u>																																												
					<u>2分の1点灯30分までごとに</u>	<u>5,330</u>																																												
				<u>営利を目的とする場合</u>	<u>全点灯30分までごとに</u>	<u>42,600</u>																																												
					<u>4分の3点灯30分までごとに</u>	<u>35,150</u>																																												
					<u>2分の1点灯30分までごとに</u>	<u>26,630</u>																																												
	<u>グリーングラウンド刈谷</u>	<u>人工芝コート</u>			<u>30分までごとに</u>	<u>1,270</u>																																												
<u>表示設備</u>	<u>刈谷球場</u>	<u>全面表示</u>			<u>午前</u>	<u>3,050</u>																																												
					<u>午後</u>	<u>3,050</u>																																												
					<u>夜間</u>	<u>3,050</u>																																												
					<u>全日</u>	<u>9,170</u>																																												
		<u>得点判定表示 (全面表示を利用する場合は除く。)</u>			<u>午前</u>	<u>1,010</u>																																												
					<u>午後</u>	<u>1,010</u>																																												
					<u>夜間</u>	<u>1,010</u>																																												
					<u>全日</u>	<u>3,050</u>																																												
		<u>スピード表示 (全面表示を利用する場合は除く。)</u>			<u>午前</u>	<u>500</u>																																												
					<u>午後</u>	<u>500</u>																																												
					<u>夜間</u>	<u>500</u>																																												
					<u>全日</u>	<u>1,520</u>																																												

新

旧

- 切使用する場合は、照明設備においては本表の12倍の額とする。
- (4) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで引き続き使用する場合は、時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。
- (5) 市民(衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。)以外の者が照明設備を使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- (6) 前2号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

ウェーブスタジアム刈谷	午前	3,650
	午後	3,850
	夜間	3,650
	全日	11,100
放送設備	午前	1,520
	午後	1,520
	夜間	1,520
	全日	4,580
ピッチングマシン(1台につき)	午前	710
	午後	710
	夜間	710
	全日	2,130

備考

- (1) 別表第3備考第2号から第4号までの規定は、本表について準用する。
- (2) 本表中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」の使用時間の単位は別表第3の時間区分欄に掲げる「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」のそれぞれの単位とする。

別表第5 ウィングアリーナ刈谷施設使用料(第6条関係)
(その1)

別表第5 ウィングアリーナ刈谷施設使用料(第6条関係)
(その1)

使用区分		時間区分	3時間	全日
		競技場	メインアリーナ	平日
		日曜日、土曜日及び祝日	8,150	29,700
	サブアリーナ	平日	4,150	15,200
		日曜日、土曜日及び祝日	5,000	18,200
	卓球場	平日	3,300	12,100

使用区分		時間区分	3時間	全日
		競技場	メインアリーナ	平日
		土曜日、日曜日及び祝日	8,150	29,700
	サブアリーナ	平日	4,150	15,200
		土曜日、日曜日及び祝日	5,000	18,200
	卓球場	平日	3,300	12,100

新

		日曜日、土曜日及び祝日	3,900	14,300
	フィットネススタジオ	平日	1,650	6,050
		日曜日、土曜日及び祝日	1,950	7,250
大会議室 A			1,350	4,950
大会議室 B			900	3,300
第 1 会議室			660	2,400
第 2 会議室			900	3,300
第 3 会議室			900	3,300
第 4 会議室			660	2,400
特別会議室			660	2,400

備考

(1)～(2) 略

(3) アマチュアスポーツの目的のために貸切使用する場合であって、入場料等を 1 人につき 1,000 円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が 1,000 円超）を徴する場合は、本表の 2 倍の額とする。

(4) 興行の目的のために貸切使用する場合は、本表の 12 倍の額とする。

(5) アマチュアスポーツ又は興行の目的以外に競技場を貸切使用する場合であって、入場料等を徴しない場合又は入場料等を 1 人につき 1,000 円以下（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が 1,000 円以下）を徴する場合は、本表の 4 倍の額とし、入場料等を 1 人につき 1,000 円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が 1,000 円超）を徴する場合は、本表の 6 倍の額とする。

(6) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の 1 時間当たりの額とする。

(7) 略

(8) 準備又は原状回復のため使用する場合は、当該使用区分の使用料

旧

		土曜日、日曜日及び祝日	3,900	14,300
	フィットネススタジオ	平日	1,650	6,050
		土曜日、日曜日及び祝日	1,950	7,250
大会議室 A			1,350	4,950
大会議室 B			900	3,300
第 1 会議室			660	2,400
第 2 会議室			900	3,300
第 3 会議室			900	3,300
第 4 会議室			660	2,400
特別会議室			660	2,400

備考

(1)～(2) 略

(3) 本表は、アマチュアスポーツの目的のために貸切使用する場合に適用し、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴する場合は、本表の 2 倍の額とする。

(4) 興行（営利又は宣伝を目的として入場料等を徴して大衆に見せるもの）の目的のために貸切使用する場合は、本表の 12 倍の額とする。

(5) アマチュアスポーツ又は興行の目的以外に競技場を貸切使用し、入場料等を徴しない場合は、本表の 4 倍の額とし、入場料等を徴する場合は、本表の 6 倍の額とする。

(6) 時間区分外に使用する場合は時間外に係る使用料は、時間区分外 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、当該使用料の 1 時間当たりの使用料とする。

(7) 略

(8) 準備又は原状回復のため使用する場合は、当該使用区分の使用料

新

の5割に相当する額とする。

(9) 略

(10) 第6号から前号までの使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第6 ウィングアリーナ刈谷附帯設備使用料 (第6条関係)

区分		内容	金額
得点表示盤	メインアリーナ	操作盤付き 1回	950円
	サブアリーナ	操作盤付き 1回	500
放送設備	メインアリーナ	1回	950
	サブアリーナ	1回	550
電気照明	メインアリーナ	1灯1時間までごとに	30
	サブアリーナ	1灯1時間までごとに	30
空調設備	メインアリーナ	1時間につき	<u>17,800</u>
	サブアリーナ	1時間につき	<u>10,400</u>
	卓球場	1時間につき	<u>2,550</u>
	フィットネススタジオ	1時間につき	<u>1,300</u>
シート		1回1枚につき	180

備考 略

旧

の2分の1に相当する額とする。

(9) 略

(10) 第6号から第9号までの使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第6 ウィングアリーナ刈谷附帯設備使用料 (第6条関係)

区分		内容	金額
得点表示盤	メインアリーナ	操作盤付き 1回	950円
	サブアリーナ	操作盤付き 1回	500
放送設備	メインアリーナ	1回	950
	サブアリーナ	1回	550
電気照明	メインアリーナ	1灯1時間までごとに	30
	サブアリーナ	1灯1時間までごとに	30
空調設備	メインアリーナ	1時間につき	<u>16,230</u>
	サブアリーナ	1時間につき	<u>9,530</u>
	卓球場	1時間につき	<u>2,350</u>
	フィットネススタジオ	1時間につき	<u>1,200</u>
シート		1回1枚につき	180

備考 略

報告第 号

工事請負契約の額を変更する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分することを得る事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

刈谷市長 稲垣 武

別紙

専決処分書

議会の権限に属する事項のうち、市長の専決事項の指定（昭和61年3月27日議決）により、議会の議決のあった工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月7日

刈谷市長 稲垣 武

- 1 工 事 名 (仮称) 逢妻川河川敷運動広場整備工事
- 2 工 事 場 所 刈谷市逢妻町
- 3 変 更 事 項 請負契約金額 変更前 312,400,000円
変更後 311,237,300円
- 4 契約の相手方 刈谷市司町7丁目38番地
関興業株式会社
代表取締役 關 淳 之

別紙

専決処分書

議会の権限に属する事項のうち、市長の専決事項の指定（昭和61年3月27日議決）により、議会の議決のあった工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月27日

刈谷市長 稲垣 武

- | | | | | |
|---|---------|--|-----|--------------|
| 1 | 工 事 名 | ウィングアリーナ刈谷メインアリーナ他天井改修工事 | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 刈谷市築地町荒田1番地 | | |
| 3 | 変 更 事 項 | 請負契約金額 | 変更前 | 715,990,000円 |
| | | | 変更後 | 724,308,200円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市昭和区南分町3丁目46番地
滝藤建設株式会社
代表取締役 滝 和 弘 | | |

議案第 号

刈谷市十朋亭条例の一部改正について

刈谷市十朋亭条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市十朋亭条例の一部を改正する条例

刈谷市十朋亭条例（昭和 4 6 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「終わった」を「終わった」に改める。

別表亀の間の項中「8 7 0 円」を「1, 0 5 0 円」に、「1, 0 0 0 円」を「1, 2 0 0 円」に、「2, 5 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改め、同表城の間の項から桜の間の項までの規定中「8 7 0」を「1, 0 5 0」に、「1, 0 0 0」を「1, 2 0 0」に、「2, 5 0 0」を「3, 0 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市十朋亭条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出したのは、使用料の改定に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市十朋亭条例

新	旧																																																												
<p>(原状回復の義務)</p> <p>第10条 使用者は、使用を<u>終わった</u>とき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">時間区分</th> <th style="width: 20%;">午前</th> <th style="width: 20%;">午後</th> <th style="width: 20%;">夜間</th> <th style="width: 25%;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">使用区分</td> <td>午前9時から午後0時30分まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時30分から午後9時まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>亀の間</td> <td><u>1,050円</u></td> <td><u>1,200円</u></td> <td><u>1,050円</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td>城の間</td> <td><u>1,050</u></td> <td><u>1,200</u></td> <td><u>1,050</u></td> <td><u>3,000</u></td> </tr> <tr> <td>楠の間</td> <td><u>1,050</u></td> <td><u>1,200</u></td> <td><u>1,050</u></td> <td><u>3,000</u></td> </tr> <tr> <td>桜の間</td> <td><u>1,050</u></td> <td><u>1,200</u></td> <td><u>1,050</u></td> <td><u>3,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	時間区分	午前	午後	夜間	全日	使用区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	亀の間	<u>1,050円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,000円</u>	城の間	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,050</u>	<u>3,000</u>	楠の間	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,050</u>	<u>3,000</u>	桜の間	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,050</u>	<u>3,000</u>	<p>(原状回復の義務)</p> <p>第10条 使用者は、使用を<u>終った</u>とき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">時間区分</th> <th style="width: 20%;">午前</th> <th style="width: 20%;">午後</th> <th style="width: 20%;">夜間</th> <th style="width: 25%;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">使用区分</td> <td>午前9時から午後0時30分まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時30分から午後9時まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>亀の間</td> <td><u>870円</u></td> <td><u>1,000円</u></td> <td><u>870円</u></td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>城の間</td> <td><u>870</u></td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>870</u></td> <td><u>2,500</u></td> </tr> <tr> <td>楠の間</td> <td><u>870</u></td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>870</u></td> <td><u>2,500</u></td> </tr> <tr> <td>桜の間</td> <td><u>870</u></td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>870</u></td> <td><u>2,500</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	時間区分	午前	午後	夜間	全日	使用区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	亀の間	<u>870円</u>	<u>1,000円</u>	<u>870円</u>	<u>2,500円</u>	城の間	<u>870</u>	<u>1,000</u>	<u>870</u>	<u>2,500</u>	楠の間	<u>870</u>	<u>1,000</u>	<u>870</u>	<u>2,500</u>	桜の間	<u>870</u>	<u>1,000</u>	<u>870</u>	<u>2,500</u>
時間区分	午前	午後	夜間	全日																																																									
使用区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																									
亀の間	<u>1,050円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,000円</u>																																																									
城の間	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,050</u>	<u>3,000</u>																																																									
楠の間	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,050</u>	<u>3,000</u>																																																									
桜の間	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,050</u>	<u>3,000</u>																																																									
時間区分	午前	午後	夜間	全日																																																									
使用区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																									
亀の間	<u>870円</u>	<u>1,000円</u>	<u>870円</u>	<u>2,500円</u>																																																									
城の間	<u>870</u>	<u>1,000</u>	<u>870</u>	<u>2,500</u>																																																									
楠の間	<u>870</u>	<u>1,000</u>	<u>870</u>	<u>2,500</u>																																																									
桜の間	<u>870</u>	<u>1,000</u>	<u>870</u>	<u>2,500</u>																																																									

議案第 号

刈谷市美術館条例の一部改正について

刈谷市美術館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市美術館条例の一部を改正する条例

刈谷市美術館条例（昭和 5 8 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「及び」を「又は」に改める。

第 1 0 条中「及び」を「若しくは」に改める。

別表備考第 1 号中「5 0 0 円以上」を「1, 0 0 0 円超」に、「徴する」を「を徴する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市美術館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用する。

提案理由

この案を提出したのは、使用料の改定に伴い必要があるからである。

新旧対照表

議案第1号関係資料

○刈谷市美術館条例

新		旧																																																																																							
<p>○刈谷市美術館条例 昭和58年4月1日条例第7号 (使用許可の制限) 第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 略 (2) 建物又は附属物を害するおそれがあると認めるとき。 (3)～(4) 略 (目的外使用等の禁止) 第10条 使用者は、美術館若しくはこれに附属する器具を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はこれらの使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 別表(第5条関係)</p>		<p>○刈谷市美術館条例 昭和58年4月1日条例第7号 (使用許可の制限) 第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 略 (2) 建物及び附属物を害するおそれがあると認めるとき。 (3)～(4) 略 (目的外使用等の禁止) 第10条 使用者は、美術館及びこれに附属する器具を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はこれらの使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 別表(第5条関係)</p>																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から 午後0時まで</td> <td>午後1時から 午後5時まで</td> <td>午前9時から 午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>特別展示室</td> <td></td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第1展示室</td> <td></td> <td></td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td></td> <td></td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>第3展示室A</td> <td></td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3展示室B</td> <td></td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3展示室C</td> <td></td> <td></td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>950円</td> <td>1,300円</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>佐喜知庵 茶室 (水屋及び控室)</td> <td>1,900</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料			午前	午後	全日		午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	特別展示室			2,000円	第1展示室			3,300	第2展示室			2,800	第3展示室A			1,600	第3展示室B			1,600	第3展示室C			2,100	研修室	950円	1,300円	2,100	佐喜知庵 茶室 (水屋及び控室)	1,900	2,500	4,100	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から 午後0時まで</td> <td>午後1時から 午後5時まで</td> <td>午前9時から 午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>特別展示室</td> <td></td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第1展示室</td> <td></td> <td></td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td></td> <td></td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>第3展示室A</td> <td></td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3展示室B</td> <td></td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3展示室C</td> <td></td> <td></td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>950円</td> <td>1,300円</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>佐喜知庵 茶室 (水屋及び控室)</td> <td>1,900</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料			午前	午後	全日		午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	特別展示室			2,000円	第1展示室			3,300	第2展示室			2,800	第3展示室A			1,600	第3展示室B			1,600	第3展示室C			2,100	研修室	950円	1,300円	2,100	佐喜知庵 茶室 (水屋及び控室)	1,900	2,500	4,100
区分	使用料																																																																																								
	午前	午後	全日																																																																																						
	午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで																																																																																						
特別展示室			2,000円																																																																																						
第1展示室			3,300																																																																																						
第2展示室			2,800																																																																																						
第3展示室A			1,600																																																																																						
第3展示室B			1,600																																																																																						
第3展示室C			2,100																																																																																						
研修室	950円	1,300円	2,100																																																																																						
佐喜知庵 茶室 (水屋及び控室)	1,900	2,500	4,100																																																																																						
区分	使用料																																																																																								
	午前	午後	全日																																																																																						
	午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで																																																																																						
特別展示室			2,000円																																																																																						
第1展示室			3,300																																																																																						
第2展示室			2,800																																																																																						
第3展示室A			1,600																																																																																						
第3展示室B			1,600																																																																																						
第3展示室C			2,100																																																																																						
研修室	950円	1,300円	2,100																																																																																						
佐喜知庵 茶室 (水屋及び控室)	1,900	2,500	4,100																																																																																						

新					旧					
		を含む。)					を含む。)			
		松	750	1,000	1,600		松	750	1,000	1,600
		竹	750	1,000	1,600		竹	750	1,000	1,600
		梅	750	1,000	1,600		梅	750	1,000	1,600
備考					備考					
(1) 営利を目的としないで使用し、入場料を1人につき <u>1,000円超</u> (入場料に区分がある場合は、その区分の最高金額が <u>1,000円超</u>)を徴する場合は、本表の2倍の額とする。					(1) 営利を目的としないで使用し、入場料を1人につき <u>500円以上</u> (入場料に区分がある場合は、その区分の最高金額が <u>500円以上</u>)徴する場合は、本表の2倍の額とする。					
(2) 略					(2) 略					

議案第2号

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

刈谷市教育委員会事務局処務規則（平成4年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(課及び室の設置)」に改め、同条中「課を」を「課及び室を」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) アジア・アジアパラ競技大会推進室

第4条第2項第15号中「課」の次に「及び室」を加える。

第6条第2項第16号を削り、同項中第17号を第16号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項第4号及び同条第2項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とする。

第18条を第19条とし、第13条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第3項中「代決する」を「代決し、室長が不在のときは、室長補佐がその事務を代決する」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「及び課長補佐」を「、室長、課長補佐及び室長補佐」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「課長」を「課長、室長」に改め、同条第2項中「補佐する」を「補佐し、室長補佐は、室長の職務を補佐する」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「、課に課長」を「を、課に課長を、室に室長を」に改め、同条第2項中「課長補佐」の次に「を、室に室長補佐」を加え、同条第3項中「、課」を「を、課及び室」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「課」の次に「又は室」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(アジア・アジアパラ競技大会推進室)

第8条 アジア・アジアパラ競技大会推進室に次の係を置く。

(1) 総務係

(2) 事業推進係

2 アジア・アジアパラ競技大会推進室の所掌事務は、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に関することとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、室の新設等に伴い必要があるからである。

新旧対照表

議案第2号関係資料

○刈谷市教育委員会事務局処務規則

新	旧
<p><u>(課及び室の設置)</u></p> <p>第3条 教育部に次の<u>課及び室</u>を置く。 (1)～(4) 略 (5) <u>アジア・アジアパラ競技大会推進室</u> (教育総務課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 教育総務課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) 略 (15) <u>他の課及び室</u>に属しないこと。 (生涯学習課)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 生涯学習課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略</p> <p>(16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (スポーツ課)</p> <p>第7条 スポーツ課に次の係を置く。 (1)～(3) 略</p> <p>2 スポーツ課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) 略</p> <p>(13) 略 <u>(アジア・アジアパラ競技大会推進室)</u></p> <p>第8条 <u>アジア・アジアパラ競技大会推進室</u>に次の係を置く。</p>	<p><u>(課の設置)</u></p> <p>第3条 教育部に次の<u>課</u>を置く。 (1)～(4) 略</p> <p>(教育総務課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 教育総務課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) 略 (15) <u>他の課</u>に属しないこと。 (生涯学習課)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 生涯学習課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) <u>青少年センターに関すること。</u> (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (スポーツ課)</p> <p>第7条 スポーツ課に次の係を置く。 (1)～(3) 略 (4) <u>アジア・アジアパラ競技大会推進係</u></p> <p>2 スポーツ課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) 略 (13) <u>第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に関するこ と。</u> (14) 略</p>

新	旧
<p>(1) <u>総務係</u> (2) <u>事業推進係</u> 2 <u>アジア・アジアパラ競技大会推進室の所掌事務は、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に関することとする。</u> (異例の事務) 第9条 第4条から前条までに掲げるもののほか、臨時又は特別の事務については、刈谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が主務の<u>課又は室</u>を指定して処理させることができる。 (部長等の設置) 第10条 <u>部に部長を、課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。</u> 2 <u>課に課長補佐を、室に室長補佐を置くことができる。</u> 3 部に<u>監を、課及び室に主幹、副主幹、専門員、主任主査及び主査を必要に応じ置くことができる。</u> (部長等の職務) 第11条 部長、<u>課長、室長</u>及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 <u>課長補佐は、課長の職務を補佐し、室長補佐は、室長の職務を補佐する。</u> 3 略 4 略 (専決) 第12条 教育長の専行事項のうち、部長、課長、<u>室長、課長補佐及び室長補佐</u>の専決事項については別にこれを定める。 (事務代決) 第13条 略 2 略 3 <u>課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決し、室長が不在のときは、室長補佐がその事務を代決することができる。</u> (後関) 第14条 略 (文書の取扱い) 第15条 略 (文書の発送)</p>	<p>(異例の事務) 第8条 第4条から前条までに掲げるもののほか、臨時又は特別の事務については、刈谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が主務の<u>課</u>を指定して処理させることができる。 (部長等の設置) 第9条 部に部長、<u>課</u>に課長、係に係長を置く。 2 課に課長補佐を置くことができる。 3 部に<u>監、課</u>に主幹、副主幹、専門員、主任主査及び主査を必要に応じ置くことができる。 (部長等の職務) 第10条 部長、<u>課長</u>及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 課長補佐は、課長の職務を<u>補佐する。</u> 3 略 4 略 (専決) 第11条 教育長の専行事項のうち、部長、課長<u>及び課長補佐</u>の専決事項については別にこれを定める。 (事務代決) 第12条 略 2 略 3 課長が不在のときは、課長補佐がその事務を<u>代決する</u>ことができる。 (後関) 第13条 略 (文書の取扱い) 第14条 略 (文書の発送)</p>

新	旧
<u>第16条</u> 略 (令達種別)	<u>第15条</u> 略 (令達種別)
<u>第17条</u> 略 (收受発送文書の記号)	<u>第16条</u> 略 (收受発送文書の記号)
<u>第18条</u> 略 (服務)	<u>第17条</u> 略 (服務)
<u>第19条</u> 略	<u>第18条</u> 略

議案第3号

令和7年度刈谷市の教育一般方針について

令和7年度刈谷市の教育一般方針を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月13日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第2条第1項第1号の規定により必要があるからである。

令和7年度刈谷市の教育一般方針

刈谷市教育委員会

目 次

刈谷市の教育方針	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第 1 教育基本方針		
第 2 教育目標		
教育総務課	・ ・ ・ ・ ・	P 2
学校給食センター	・ ・ ・ ・ ・	P 3
学校教育課	・ ・ ・ ・ ・	P 5
生涯学習課	・ ・ ・ ・ ・	P 10
中央図書館	・ ・ ・ ・ ・	P 13
スポーツ課	・ ・ ・ ・ ・	P 15
アジア・アジアパラ競技大会推進室	・ ・ ・ ・ ・	P 17
子ども課	・ ・ ・ ・ ・	P 18

刈谷市の教育方針

刈谷市教育委員会は、学校教育・社会教育・家庭教育の進むべき方向を示すものとして、教育基本方針と教育目標を定め、組織的、計画的、継続的に教育を推進し、連帯感あふれる主体的で創造的な実践人の育成に努める。そして、自然と人間、心と物との調和のある社会を築くことを目指し、文化の創造と興隆を図り、活力ある郷土の発展を期する。

第1 教育基本方針

- 1 連帯感あふれる主体的、創造的な市民の育成を目指す。
- 2 施設などの教育環境の整備を進め、きめ細かい対応と措置を講ずる。
- 3 教育の目的実現のため、学校・家庭・地域社会が互いに連携を深めるとともにそれぞれの役割を果たすよう啓発する。
- 4 幼児教育、青少年教育、成人教育を計画的、積極的に推進し、生涯学習社会の実現を目指す。

第2 教育目標

- 1 個性を尊重し、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成に努める。
- 2 自ら学び、自ら考える力を育成し、自己教育力の向上に努める。
- 3 教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携を深め青少年の健全育成に努める。
- 4 特別な支援が必要な幼児、児童生徒の指導に努める。
- 5 生きがいを持った心豊かな人づくりのため、多様な学習機会の提供に努める。
- 6 生涯学習施設の充実に努め、環境を整備することにより生涯学習の振興を図る。
- 7 郷土を学び、郷土を愛する心を育成するため、文化財の保護、保存に努める。
- 8 スポーツの振興を図り、健やかな心と体の育成に努める。
- 9 スポーツ施設の拡充、整備、指導者の養成、各種スポーツ団体の育成及びプログラムの充実に努め、生涯スポーツの振興を目指す。

教育総務課

1 基本方針

教育内容・教育方法等の変化に対応できるよう、小中学校、特別支援学校の校舎、設備、ICT機器、備品等の整備充実を図り、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した施設環境の確保など、快適で安全な教育環境づくりに努める。

また、読書による児童生徒の知的活動の増進、人間形成、情操の養成に役立てるため、図書の実充を図る。

2 施策別目標と主要事業

(1) 計画的な投資

ア 計画的な施設の改修・更新

学校施設の長寿命化を図るため、公共施設維持保全計画に基づき、校舎の改修等を行う。

(ア) 雁が音中学校大規模改造事業

北舎の内装、建具取替工事等を行う。

(イ) 小学校改修事業

富士松南小学校北舎・渡り廊下・南舎及び朝日小学校南舎・渡り廊下の外壁改修及び屋上防水工事を行う。

(2) 教育関連施設の整備

小中学校体育館トイレ等改修事業

体育館・武道場のトイレの洋式化、乾式化などの改修工事を行う。

(3) その他継続的事業

ア 学校管理事業

イ 学校改修事業

ウ 学校補修事業

エ ICT教育事業

オ 図書充実事業

カ 管理用備品等整備事業

キ パソコン管理運用事業

学校給食センター

1 基本方針

学校給食は、食事を通して児童生徒に正しい食生活を身に付けさせるとともに、好ましい人間関係を育成し、心身の健全な発達に資することを目的に学校教育活動の一環として実施する。

こうした目的に沿って栄養バランスの取れた給食の提供を最重点に、学校、家庭とも密接な連携を図るとともに、アレルギー対応給食を実施し「豊かで魅力ある、安全な学校給食の実践」に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 栄養バランスの取れた安全な給食の提供

ア 学校給食実施基準

小中学校、特別支援学校の小中学部、高等部の児童生徒及び幼稚園の園児 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準は、文部科学省の定める「学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」に準ずる。

イ 特別支援学校の児童生徒への適用

障害の種類や程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、学校給食実施基準の適用に当たっては、個々の児童生徒の健康状態や生活活動の実態、地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用する。

ウ 主食（委託加工。ただし、特別支援学校の形態食の米飯を除く。）

米飯を週 4 回実施し、原則として水曜日にはパン又は麺を実施する。

エ 牛乳

体の基礎が形成される成長期に必要なたん白質、カルシウム等を摂取するため毎食実施する。

オ 献立作成時の注意事項

主食との組合せ、学校給食摂取基準、残食率、アンケート結果等を考慮して献立を作成する。

カ 小中学校及び特別支援学校のアレルギー対応給食

鶏卵については、除去食又は代替食で対応する。乳については、
飲用牛乳の中止で対応する。

特別支援学校の形態食については、児童生徒個々の状況に応じて
対応する。

(2) 食に関する指導

ア 食に関する指導訪問

栄養教諭が、小学校2年生、5年生及び中学校1年生の全クラス
を対象に、授業時間又は給食時間に食に関する指導を行う。

イ 食生活アンケート

小学校5年生と中学校2年生の一部を対象として、実態調査を行
う。

(3) 衛生管理への十分な配慮

(4) 給食に関する情報の提供

(5) 学校、家庭との連携

(6) 食物アレルギーに関する啓発活動

学校教育課

1 基本方針

子どもたちには、これからの変化の激しい時代を、周囲と手を携え、前向きに切り開いていく能力「生きる力」が求められている。「共に生き、未来を創造する子ども」に必要な「生きる力」を育むという観点から、「知」「徳」「体」の3つを、刈谷という「礎」のなかで、バランスよく伸ばさせ続けるとともに、全教職員が目の中の一人ひとりの子どもに寄り添い、支える姿勢を大切にすることを重視し、重点項目を次のとおり定める。各学校においては、教員一人ひとりが重点項目の具現化と使命感、責任感、誇りをもって指導できるよう資質向上に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 学校教育の基本目標

ア 学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校や地域の実態に即した教育課程を編成し、一人ひとりの子どもに寄り添い、その子に応じた支援、指導を通し、創意と活力にあふれた魅力ある学校づくりの推進を図る。

イ 基礎・基本の確実な習得及び学ぶ力・学ぶ心、科学的な思考を育み、確かな学力が定着している子どもの育成を図る。

ウ 自己肯定感・自己有用感を醸成し、子どもたちのいのちを大切にする心や思いやりの心、創造性・感受性・表現力を育み、豊かな心が培われている子どもの育成を図る。

エ 運動に親しむ態度を育むとともに、食育の推進及び健康の増進により、健やかな身体を有する子どもの育成を図る。

オ 教育環境の整備、充実を図るとともに、家庭、地域、関係諸機関と連携し、地域から信頼され、安心・安全な学校づくりの推進を図る。

(2) 重点項目

ア 児童生徒一人ひとりに応じた支援の充実

(ア) 子どもたちの変化に敏感に気付くことのできる教職員の育成

a 子どもたちを見る目を磨く、子どもたちの声に傾聴する姿勢を養う等、教職員の資質向上に向けた取組の推進

- b 子どもたちの理解に努め、個に応じた支援の充実
- (イ) 教職員の情報交換を密にした、組織的な対応
 - a 教職員が相談し合える雰囲気づくりと、定期的な情報交換の場の設定
 - b 児童生徒のことを共通理解した上で、教職員個々の特性を生かした多様な指導の展開
 - c いじめや不登校の未然防止、素早く的確な対応
- イ 確かな学力の定着
 - (ア) 基礎・基本の確実な習得
 - a 基礎的な知識・技能を習得する
 - (a) スモールステップや繰り返しによる学習の実施
 - (b) 少人数、T・T授業※によるきめ細やかな指導の実施
 - ※T・T授業…1つの授業に対して、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式
 - (c) 特別支援教育の充実
 - b 言語に関する能力を高める
 - (a) 自分の考えや感じ取ったことをまとめる力を身に付ける場の設定
 - (b) 自分の考えを伝える、仲間の意見を聴く場の設定
 - (c) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
 - (イ) 学ぶ力・学ぶ心の育成
 - a 主体的に学びに向かう
 - (a) 一人ひとりに合った教材・教具の開発
 - (b) 子どもの学習意欲を引き出す単元の構想
 - b 「分かった」「できた」を実感できる
 - (a) 各教科・領域における問題解決学習の実施
 - (b) 専門的な知識を有する教員による小学校教科担任制の導入
 - (ウ) 科学的な思考の育成
 - a 自然の事物や現象に対して、興味・関心を高める

- (a) 観察や実験を中心とした探究型学習過程の構想
- (b) 夢と学びの科学体験館でのプラネタリウム見学やラボ
科学体験の実施
- (c) 環境教育の充実
- b 自然の事物や現象を分析的、総合的に考察し、筋道を立てて考える
 - (a) 指導内容に応じた、タブレット、電子黒板などICT機器の効果的な活用
 - (b) 子どもたちの研究成果を発表できる理科研究発表会の開催
 - (c) 企業などの専門家を招聘した学習会の開催
- ウ 豊かな心の育成
 - (ア) 自己肯定感・自己有用感の醸成
 - a 自分の存在の尊さを理解し、自分のがんばりや取組のよさを認知する
 - (a) 一人ひとりに合った居場所づくり
 - (b) 自己実現を図るための目標設定と自己評価の実施
 - (c) Q-U検査の実施と活用
 - ※Q-U検査…楽しい学校生活を送るためのアンケート
 - b 生活の中で、自分が役に立っていることを実感する
 - (a) 役割や取組を認め合う機会の充実
 - (b) 職場体験活動、保育体験学習、福祉実践教室の実施
 - (c) 校内外のボランティア活動の場の充実
 - (イ) いのちを大切にする心や思いやりの心の育成
 - a 自他を尊重する心情・態度と道徳的な判断力を身に付ける
 - (a) 教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進
 - (b) 多様な価値観にふれる機会の充実
 - (c) 生徒会サミットの開催
 - b 防災意識をもつとともに、被災地復興に向けて自分たちが
できることを考える

- (a) 防災・減災教育の実施
- (b) 学校安全マニュアルに基づいた避難訓練の実施
- (c) 被災地への募金活動や物資の支援等、被災地支援の実施

(ウ) 創造性・感受性・表現力の育成

- a 感性を磨き、豊かな芸術性や自然を愛する心を身に付ける
 - (a) 合唱コンクール、小中音楽会、観劇会、刈谷っ子ギャラリーなどの文化芸術活動の開催
 - (b) 地域の自然と触れ合う学習活動の充実
- b 創造力や言語力を高め、感情を豊かに表現できる
 - (a) 体験活動の充実
 - (b) 読書指導の実施、司書による学校図書館の充実
 - (c) ボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリングの実施

エ 健やかな身体づくり

(ア) 運動に親しむ態度の育成

- a 自分の思うように身体を動かす楽しさを味わう
 - (a) 体力向上プロジェクトの推進
 - (b) 小学校における外遊び検定の実施
 - (c) 小中学校における体づくり運動の充実

(イ) 食育の推進

- a 食に対する意識を高め、食に関する知識を得る
 - (a) 食育推進プロジェクトの継続的な実施
 - (b) 食育キャラクター「食まるファイブ」の活用
 - (c) 食に関する情報を掲載した食まるだよりの発行
- b 地域の食材や食文化、食料の生産などに関わる人々への興味・関心を高める
 - (a) 地元農家や企業などと連携した共同学習の実施

(ウ) 健康の増進

- a 自分の健康状態に興味をもち、望ましい生活習慣を確立する
 - (a) 学校保健会、医師会などと連携した保健教育や健康づくりの充実
 - (b) 保健主事を核にした学校保健委員会の充実
 - (c) 早寝・早起き、朝ごはんなどの生活習慣の定着
 - (d) 消毒・手洗いなどの感染症対策の徹底
 - b 心のケアができ、心の健康を保つ
 - (a) 教育相談や生活アンケートによる子どもの実態把握
 - (b) スクールカウンセラー、スクール・ほっと・アシスタント、心の教室相談員等による子どもの心のケア
 - (c) 校内の相談体制の充実やスクールソーシャルワーカーの活用、各種相談機関との連携
- オ 地域から信頼される安心・安全な学校づくり
- (ア) 教育環境の整備・充実
 - a 感染症等に対応した持続的な学校運営
 - b 就学援助、私学助成金の充実
 - c 教職員の働き方改革の推進
 - (イ) 地域から信頼され、安心・安全な学校づくり
 - a スクールガードによる見守り、PTAなどによる学校ボランティア活動の推進
 - b 外部人材の活用による学校現場の業務の分散化
 - c 地域懇談会等、学校と地域が情報共有できる場の設定
 - d 地域学校協働活動の推進
- (3) 現職教育等の実施計画
- ア 研究指定校
 - (ア) 刈谷市教育委員会
 - a 富士松北小学校、双葉小学校、刈谷南中学校（令和6～7）
 - b 亀城小学校、平成小学校、富士松中学校（令和7～8）
 - (イ) 愛知県教育委員会
 - a キャリアスクールプロジェクト 全中学校・該当小学校

生涯学習課

1 基本方針

今日、経済・社会情勢の変化とともに、生涯学習を取り巻く環境は多様化している。また、現在は女性の社会進出の促進、高齢化の進展に伴う定年の延長、働き方改革の推進により、ライフスタイルが個性化し、余暇の過ごし方においても多様な選択肢が望まれている。

また、家庭・地域の教育力や地域社会の活力の低下が懸念されており、地域づくりを再度見直し、地域社会における新たな人のつながりや生きがいを生み出していく必要がある。

このような状況の中で、「自ら求め 自ら満たし 生きがいをもつ 生涯学習都市」を目指し、市民が生涯を通じて主体的に学習を続けていけるよう、また、学習の場からふれあいや交流を深め、連帯感や協力性を培い、ひいては活力ある社会を維持していくことができるよう、あらゆる機会をとらえて生涯学習の継続的な推進に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 人づくりに向けた学習支援

学習機会の提供を通じて自ら学ぶ人が育ち、それが地域社会全体の利益となっていくよう、効果的な学習支援の充実を図る。

ア 市民講座

生涯学習センター、市民センター等において、多様な分野の講座を実施する。

イ 大学連携講座、市民講師企画講座「まなびの教室」

大学教授等から専門的な知識を学ぶ講座や、市民が講師となり自らの技能を伝える講座を開催する。

ウ 出前講座

市職員を市民の元へ講師として派遣し、市政に対する理解を深める機会を設ける。

エ 生涯学習イベント「刈谷まなびの広場」

市民が学びの成果を披露したり、実際に体験したりすることができ

るイベントを開催する。

オ 市民大学講座

各界で活躍する著名人を招き、時勢に合ったテーマで講演を開催する。

カ 総合文化センター事業

東京フィルハーモニー交響楽団によるコンサートをはじめ、演劇やミュージカル等を開催するほか、アイリス少年少女合唱団によるコンサートや無料のミニコンサート等を開催する。

キ 青少年向けイベント情報の提供

子どもたちの各種体験活動機会や青少年健全育成支援の情報を提供する。

ク 青年講座

青少年が余暇を利用して多様な学習・体験を行うことができる講座を開催する。

ケ 高齢者教室

高齢者が心身ともに健やかで生きがいを持って生活できるよう、健康づくりや社会貢献活動等につながる講座を開催する。

コ 加藤与五郎博士顕彰科学講座

刈谷市名誉市民である加藤与五郎博士の顕彰及び科学教育振興のため、小中学生を対象に科学講座を開催する。

(2) 仲間づくりに向けた活動支援

自主的な学習活動を継続して行うグループ・サークルは、市民の生涯学習の裾野を広げ、活性化していく上でも大きな役割を担うものであることから、グループ・サークルの育成を通じた仲間づくりを支援する。

ア 市民講座受講後のグループ結成の促進

イ 学習発表会の開催

ウ 地域公民館への活動支援

エ 家庭教育地域推進事業（亀城・小垣江東・富士松南小学校区）の実施

オ 「グループ・サークル名簿」の充実と活用

カ 総合文化センター市民スタッフ「文化工房かりや」の養成・活用
文化行政や企画制作の基本に関して知識を深めるため、研修を実施するとともに、自主公演の支援を行う。

(3) 生涯学習を通じたまちづくりの推進

自ら地域課題の解決やまちづくりの担い手として活動する市民を育てるため、学習成果の地域還元や社会貢献の推進、地域が主体となった教育活動の推進等に取り組み、まちづくりの推進につながる生涯学習の展開を図る。

ア 「指導者名簿」の充実と活用

イ 生涯学習リーダーの養成と活用

ウ 家庭教育の推進

(4) 誰もが参加しやすい生涯学習の環境整備

市民の学習の場となる生涯学習関連施設を誰もが利用しやすく整備すること、必要な情報や相談の機会を提供すること等を通じて、市民の誰もが学びたいときに学ぶことのできる生涯学習社会の推進を目指す。

ア 市民館の経年劣化に伴い、施設・設備の修繕を実施する。

イ 市民館の活用を促進するために、市民館運営委員会における主体的な運営を支援する。

ウ 地域集会所の整備等に係る補助金を交付する。

エ 公共施設予約案内システムの利用を促進する。

オ 生涯学習情報サイト「よかよかガイド」の運用

市が実施する生涯学習関係事業の情報をホームページ上に掲載する。

カ SNSを活用した生涯学習情報の発信

キ 生涯学習に関する相談窓口機能の充実

(5) 青少年の健全育成

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる安心・安全な居場所づくりを進めるとともに、子ども・若者が社会の一員として自立し、円滑な社会生活を営むことができるよう社会参加の推進及び支援の充実を図る。

- ア 放課後子ども教室（全小学校）の実施
- イ 中高生の居場所「なごみんはあと」の実施
- ウ 週末の子どもの居場所「キッズクラブ」の実施
- エ 子ども・若者総合相談窓口の相談体制の充実
- オ 子ども・若者の居場所の実施
- カ かりや二十歳の集いの開催
- キ 夢が広がる未来応援事業の実施

中央図書館

1 基本方針

図書館は、市民に開かれた身近な「知の源泉」として、図書館資料の充実を図り、誰にも親しまれ、安心・安全で利用しやすい図書館運営を目指す。

また、子どもの読書活動推進のため、幼児・児童向けのおはなし会の開催、学校やボランティア団体との協力体制の強化に努めるとともに、地元出身の童話作家森三郎の顕彰、各種展示会や講演会・講座の開催、県・近隣図書館との相互貸借等幅広い活動を展開し、市民の生涯学習と文化の発展に取り組む。

2 主要事業

（1）貸出閲覧管理事業

蔵書図書の適正な管理を行い、利用促進を図るとともに、小中学校、幼稚園、保育園等へ貸出希望図書を配送し、乳幼児期からの読書環境の整備や学校での読書活動を支援する。また、村上文庫等所蔵する古典籍をインターネットで公開することにより、利用者サービスの向上を図る。

（2）図書等購入事業

電子書籍を拡充し、電子図書館システム利用者サービスの向上、視覚障害者等への読書環境の整備並びに学校教育への活用の促進を図る。

（3）図書巡回サービス事業

中央、富士松の各図書館、市民センター等を週3回巡回し、本を配送することにより、本の貸出しや返却における利便を図る。また、引き続

きスポットステーションを設置し、予約本の貸出しや返却における利便を図る。

(4) 森三郎顕彰事業

本市を代表する文化人である童話作家森三郎を称え、次代を担う子どもたちに優れた童話を残すため、第8回森三郎童話賞の作品を全国から募集する。また、森三郎作品の素晴らしさ、童話の楽しさを伝えるため、引き続き市内の小中学生から森三郎作品の読書感想文等を募集する。

(5) 講座等開催事業

講師を招いて読書講演会や、童話を書く講座を開催することで、読書への興味と教養の向上を図る。

ス ポ ー ツ 課

1 基本方針

市民のニーズや期待に適切に応え、市民一人ひとりがスポーツ活動を継続的に実践できる環境を整備するため、「第3次刈谷市スポーツマスタープラン」に基づき、「する・みる・ささえるスポーツ」のそれぞれの関わり方でスポーツの普及振興を図る。

【第3次刈谷市スポーツマスタープラン】

基本理念：豊かなスポーツライフの実現

テーマ：一市民^{いち}一スポーツ^{いち}～みんなのスポーツとわたしのスポーツ～

2 施策別目標と主要事業

(1) 活動プログラムの充実

だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ活動に関わることができるよう、様々なプログラムの充実を図り、スポーツ活動への参加の機会を提供する。

ア 各種大会開催事業

- (ア) 刈谷市卓球大会兼一万人卓球大会刈谷地区大会
- (イ) 刈谷GOGOウォーキング
- (ウ) 刈谷市ユニホッケー大会

イ 刈谷市かきつばたマラソン大会開催事業

ウ ニュースポーツ普及事業

エ 刈谷市スポーツ協会事業

- (ア) 刈谷市長杯総合体育大会
- (イ) スポーツ少年団の育成
- (ウ) 親子スポーツ教室

オ 刈谷市レクリエーション協会事業

- (ア) 市民盆おどり大会・あそびの広場
- (イ) 刈谷市わくわくウォーク大会

カ 各種大会補助事業

- (ア) Bリーグ・WJBL刈谷大会
- (イ) 全国選抜大学・実業団相撲刈谷大会

- (ウ) Vリーグ男子・女子刈谷大会
- キ アスリート等支援事業
 - (ア) スポーツ競技全国大会等出場激励金
 - (イ) 刈谷アスリート支援制度
- (2) クラブ・団体の育成
 - 総合型地域スポーツクラブや、スポーツ協会、レクリエーション協会などの団体が安定的に活動できるよう、団体の育成を支援し、市民のスポーツ活動の充実を図る。
 - ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業
 - イ 刈谷市スポーツ協会補助事業
 - ウ 刈谷市レクリエーション協会補助事業
- (3) 施設の整備・充実・開放
 - 市民が身近に利用できる施設の整備に努めるとともに、指定管理者との連携を図りながら、ウィングアリーナ刈谷を始め、刈谷市体育館、刈谷球場、各グラウンドなどの適切な管理運営を行い、利用促進に努める。
 - ア ウィングアリーナ刈谷等施設改修事業
 - イ 体育館等施設改修事業
 - ウ 亀城グラウンド整備事業
- (4) ささえる人材の育成
 - 市民がスポーツ活動に取り組み、継続できるよう、指導者やスポーツボランティアなどのささえる人材を育成するとともに、ささえるスポーツについて啓発する。
 - ア スポーツ推進委員事業
 - イ スポーツリーダー養成講座事業
- (5) 情報の提供
 - スポーツ活動に関する各種情報を積極的に発信し、スポーツに興味・関心を持たせるよう啓発する。
- (6) スポーツを通じたまちづくり
 - 本市の恵まれたスポーツ環境を活用し、スポーツを通じて派生する

さまざまな交流活動、市の魅力向上・発信など、魅力と活力にあふれるまちづくりに努める。

ア ホームタウンパートナー事業

イ 刈谷サッカーフェスティバル

ウ 夏巡業大相撲刈谷場所

アジア・アジアパラ競技大会推進室

1 基本方針

令和8年度に第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会が愛知・名古屋大会として開催される。

アジア最大のスポーツイベントである2つの大会が県下で開催される貴重な機会に、アジア諸国との交流を深め、スポーツを通じて本市の魅力発信や賑わいの創出を推進するため、スポーツ、地域、教育、福祉、国際交流、観光、商業など、様々な分野の団体と連携し、機運醸成を図る取組を行う。

2 施策別目標と主要事業

(1) 施設の改修

ウィングアリーナ刈谷等施設改修事業

ア アクセシビリティガイドライン対応改修

イ 通信機器（Wi-Fi）設置

ウ ウェーブスタジアム刈谷ナイター灯LED化

(2) 愛知県及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会との連携や支援

ア 車いすラグビーテスト大会

イ 大会PR

(3) 機運醸成の取組

アジア・アジアパラ競技大会刈谷市実行委員会の運営

子ども課

1 基本方針

幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、幼児教育の基本目標及び重点項目を次のとおり定め、各園においては、園長の指導の下に保育者一人ひとりが基本目標及び重点項目の意義を共有し、使命感、責任感、誇りを持って保育を行うことができるよう資質の向上に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 幼児教育の基本目標

- ア 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、園や地域の実態に即した教育課程を編成し、特色を生かした園づくりを推進する。
- イ 基本的な生活習慣を身に付け、自立を促す。
- ウ 遊びを通して、豊かな心の育成を図る。
- エ 健康教育及び食育の推進により、健やかな体の育成を図る。
- オ 特別な支援が必要な幼児には、一人ひとりの特性に応じた指導を通して良さや可能性を伸ばし、自信や自立につなげる。
- カ 外国籍家庭や日本語教育が必要な幼児の園生活への適応及び園生活における支援の充実に努める。
- キ 家庭、地域、関係諸機関と連携し、地域に開かれた園づくりを推進する。
- ク 安心・安全な園づくりを推進する。

(2) 重点項目

- ア 幼児期にふさわしい生活の展開
 - (ア) 保育者との信頼関係に支えられた生活の保障
 - (イ) 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活の工夫
 - (ウ) 友達と十分に関わって展開する生活

イ 遊びを通しての総合的な指導

(ア) 健康な体づくり

- a 四肢の発達を促し、体を動かす楽しさを味わえる環境の工夫
- b 食に興味や関心がもてる環境づくりと指導

(イ) 豊かな心の育成

- a 人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育てる保育者のかわり
- b 生活や遊びの中で規範意識の芽生えを養う指導
- c 絵本や物語を取り入れた保育内容の工夫

(ウ) 思考力の芽生えの養成

好奇心や探求心を揺さぶり、試行錯誤する楽しさが味わえる指導

(エ) 協同性を培う保育指導

- a 自分らしさを発揮し、認め合える関係性づくり
- b 友達と共通の目的の実現に向けて、やり遂げる楽しさを味わえる指導

ウ 一人ひとりに応じた指導の充実

(ア) 子どもの思いを読み取ることができる職員の育成

- a 幼児の心に寄り添う保育指導の充実
- b 一人ひとりの良さや可能性を生かした学級づくりの推進

(イ) 特別支援教育の充実

- a 特別な支援が必要な幼児の特性や発達過程、興味・関心、発育・発達段階等を踏まえた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
- b 就園支援の充実と交流
- c 保育カウンセラー等による巡回指導

エ 小学校教育との接続

(ア) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の具体化

(イ) 発達や学びをつなぐ連携の工夫

- a 小学校との意見交換や教育内容の相互理解
 - b 児童と幼児の交流の場と内容の工夫
- オ 保育環境整備・安心安全な園づくり
- (ア) 安全教育の推進
 - a けがの防止、熱中症対策、各種アレルギー対策の推進
 - b 消毒、手洗い等の感染症対策の徹底
 - (イ) 交通安全教育の推進
 - 交通安全意識の向上
 - (ウ) 防犯・防災教育の推進
 - a 非常時の避難訓練の実施
 - b 登園、降園時や保育中の防犯対策の充実
 - (エ) 安心で安全な施設整備
 - a 計画的な施設、整備の改修
 - b 保育・教育用玩具や教材の更新、充実

議案第4号

刈谷市青少年センター規則の廃止について

刈谷市青少年センター規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市青少年センター規則を廃止する規則

刈谷市青少年センター規則（平成14年教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市青少年センターの廃止に伴い必要があるからである。

議案第 5 号

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部改正について

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則（昭和 5 2 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校体育館空調設備の項中「5 5 0 円」を「7 1 0 円」に改め、同表中学校体育館空調設備の項中「7 1 0 円」を「9 2 0 円」に改め、同表中学校柔剣道場空調設備の項中「6 6 0 円」を「8 5 0 円」に改め、同表中学校卓球場空調設備の項中「3 3 0 円」を「4 2 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、費用負担の額の改定に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則

新			旧		
別表（第 8 条関係）			別表（第 8 条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
屋外照明設備	30分までごとに	1,270円	屋外照明設備	30分までごとに	1,270円
小学校体育館空調設備	半面30分までごとに	<u>710円</u>	小学校体育館空調設備	半面30分までごとに	<u>550円</u>
中学校体育館空調設備	半面30分までごとに	<u>920円</u>	中学校体育館空調設備	半面30分までごとに	<u>710円</u>
中学校柔剣道場空調設備	30分までごとに	<u>850円</u>	中学校柔剣道場空調設備	30分までごとに	<u>660円</u>
中学校卓球場空調設備	30分までごとに	<u>420円</u>	中学校卓球場空調設備	30分までごとに	<u>330円</u>